平成26年~令和4年分 提案募集方式データベース

丁火4	20年~71	4447	, 提案	クスナー	-%/\-/	^				
年常	手別 管理 分野 番号	提案団体の属性	本 提案 団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な 調整結果(個票等)
R4	1 03_医療•福祉	指定都市	う さいたま市	厚生労働省	f B 地方 に対する 規制緩和	介護保険法第115条の22第13	間法人の参入	介護予防支援については、その指定を受けることができ	現行制度においても、指定介護予防支援事業者はその業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるとされている。しかし、①委託に関する事務負担が追加されること、②介護報酬の範囲内で委託料を支払うため収入が低いことなどから、委託者及び受託者双方に負担が存在する。この結果、指定介護予防支援事業者から見れば、受託先の指定居宅介護支援事業者が見つからない状況が起こっている。	suishin/teianbosyu/2022/teianbosy
R4	2 01_土地利用(農地除く)	都道府県	県、京都府、兵 県、京都府、兵 庫県、和歌山 県、徳島県	総務省	に対する	過疎地域の持続的発展の支持に関する特別措置法(令和3年 法律第19号)第7条、第9条	手針の廃止等	特別措置法(以下「過疎法」という。)第7条及び第9条の規定に基づき、過疎地域持続的発展方針(以下「過疎方針」という。)及び過疎地域持続的発展都道府県計画(以下「過疎計画」という。)を策定することができるが、過疎計画では、同法第9条第2項第1号により「過疎地域の持続的発展の基本的方針に関する事項」を定めることとさ	過疎法において、過疎計画を定める際は「過疎地域の持続的発展の基本的方針に関する事項」を定めることとされている。 【支障事例】 過疎計画を定める前段階で過疎方針を定めており、過疎計画に記載する基本的方針と過疎方針とで大幅な重複が発生する。 【支障の解決策】 過疎計画に過疎方針を包含し、統合するよう見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosykekka.html
R4	3 10_運輸•交通	都道府県	県 鳥取県、京都 府、堺市、神戸 市、徳島県、全 国知事会、中国 地方知事会、関 西広域連合		に対する	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19法第号)第27条の17		に係る手続きの簡素化	地域公共交通計画(令和2.11法改正前の地域公共交通網形成計画(計画期間5年。以下マスタープランという。))の実施計画である本計画(マスタープランの計画期間内が期限。以下実施計画という。)を策定し、国の認定を受けた場合は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の要件緩和等の特例措置を受けることができる。 国認定を受けた実施計画に記載された運行計画(例:バス路線の系統、便数、経由地等)は、計画期間中は維持することが原則となるが、運行計画を変更する際は、地域公共交通活性化協議会(以下活性化協議会という。)の承認を経て、国に変更申請し、承認を得る必要がある。しかし、実際の運行状況や情勢変化に応じて、柔軟かつ機敏に、試行錯誤を繰り返し地元にとって使いやすい路線にしていくためには、軽微な変更(例:大幅な路線再編を除く便数や経由地等の変更)は届出制にするなど簡素化が必要と考える。	suishin/teianbosyu/2022/teianbosy kekka.html
R4	4 09_土木•建築	*都道府県	鳥取県、兵庫県、全国知事会	厚生労働省、国土交通省	に対する	建設工事従事者の安全及び原東の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)第9	と 及び健康の確保に関す	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画を廃止する。	建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な取組に地域的差異は少なく、国においても基本計画が定められる中、都道府県も計画を策定することに疑問を抱いており、都道府県計画の策定の必要性は少ないと感じている。また、都道府県計画の策定後は、厚労省都道府県労働局、国交省地方整備局、都道府県、建設業者団体等による推進体制を整備し、各地方レベルで実効性ある施策を遂行することが求められており、当県もこれら関係者による協議会を設置している。一方、建設関係者が連携して安全に関する取組の促進を図る会議体として、当県労働局が「建設工事関係者労働災害防止連絡会議」(構成員は上記協議会とほぼ同じ。)を既に設置しており、国の基本計画の下、この既存体制の中で施策の推進を図る方が、効率的かつ効果的であると考えられる。同旨は当県労働局に提案を行ったが、結果的に国と協調した取組を進めることはできなかった(各都道府県においても同様の会議体が設けられていると考えられる。)。今後も、上記の都道府県労働局の会議体と重複した取組として、都道府県計画の進捗管理や見直し、協議会運営などの取組を行うこととなれば、都道府県、関係機関、業界全体において一定の人的負担が生じると予想される。 ※当県では、都道府県計画の策定を踏まえ、上記協議会の開催、建設工事の安全衛生に関する情報提供・普及啓発、県民や一人親方への啓発等の取組を行っている。	suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html
R4	5 11_その他	都道府県	県、和歌山県、 県、和歌山県、 全国知事会	総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	に対する 規制緩和	総合保養地域整備法第6条	総合保養地域整備基本 構想に関する主務大臣 協議の廃止等	総合保養地域整備基本構想について、主務大臣への協議を廃止する等、廃止手続きを簡素化する。	平成31年1月末現在で29道府県で30の基本構想が策定されているが、全国的に休止状態となっているものが多い。そのため、多くの道府県が基本計画の廃止や見直しを検討しているが、廃止等に当たっては、政策評価を行った上での主務大臣への同意付き協議を行う必要があり、手続きが進んでいない。	https://www.cao.go.jp/bunken- suishin/teianbosyu/2022/teianbosy kekka.html
R4	6 08_消防•防災•安全	都道府場	息取県、滋賀 県、京都市、堺 市、兵庫県、全国知 島県、全国地方 会、中国地方 事会	内閣府		地震防災対策特別措置法(平成7法第111号)第2条	地震防災緊急事業五箇年計画を他計画での代替を可能とすること	地震防災緊急事業五箇年計画を他計画で代替可能とする。	国土強靱化基本法に基づく国土強靱化地域計画と目的、趣旨が類似しており、重複性が高く、地方が予定する事業について、計画間の仕分け、住み分けなどを余計に調整する必要が生じている。個別事業についても国土強靱化地域計画に記載を行うようになったことから、地震防災対策特別措置法第四条に規定する「地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等」含め、本計画は国土強靱化地域計画で代替可能としても支障が無いと考える。	suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu

※空白セルの案件については、措置結果(水色タイトル帯)の部分について未対応です。

	※空日セルの案件については、措置結果(水色タイトル帯)の部分につい 				
対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【厚生労働省】 (39)介護保険法(平9法123) (i)地域包括支援センター(115条の46第1項)の業務については、引き続き実態の把握に努めつつ、社会保障審議会での議論も踏まえ、指定介護予防支援事業者の指定(115条の22第1項)の対象の在り方や当該センターの業務負担を軽減する方策について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【総務省】 (27)過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令3法19) 過疎地域持続的発展方針(7条1項。以下この事項において「方針」という。)及び過疎地域持続的発展都道府県計画(9条1項。以下この事項において「計画」という。)については、令和8年度以降の次期方針及び計画の策定に向けた都道府県の事務負担を軽減するため、方針及び計画を一体のものとして策定する場合の留意事項について、都道府県に令和7年度を目途に通知する。					
5【国土交通省】 (29)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59) 地域公共交通利便増進実施計画(27条の16第1項)については、地方公共団体の事務負担 を軽減するため、事例の収集等を行い、一定の変更について届出制とすることや認定を不要 とすることなどの手続の簡素化に必要な方策を検討し、令和5年度中に必要な措置を講ずる。					
5【厚生労働省(53)】【国土交通省(32)】 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平28法111) 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画(9条1項)については、以下のとおりとする。 ・都道府県は、当該計画を策定するよう努めるものとされていること、計画を策定しない場合であっても都道府県の判断により、当該都道府県の区域の実情に応じた建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を策定し、実施していれば法律に則った対応であるということを改めて明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。 ・当該計画に係る都道府県における建設工事関係者連絡会議との一体的な開催など、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能であることを明確化し、都道府県及び関係機関に令和4年度中に通知する。 ・都道府県における当該計画に係る事務の実態等を把握した上で、運用の改善に繋がる方策について検討し、次期基本計画(8条1項)の計画期間内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【総務省(19)】【農林水産省(9)】【経済産業省(5)】【国土交通省(24)】 総合保養地域整備法(昭62法71) 総合保養地域整備法に基づく基本構想(5条1項)を廃止する場合の手続については、道府 県の事務負担を軽減するため、主務大臣への協議を廃止し届出とすることについて検討し、 令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【内閣府】 (6) 地震防災対策特別措置法(平7法111) 地震防災緊急事業五箇年計画(2条1項。以下この事項において「計画」という。)について は、以下の措置を講ずる。 ・国土強靱化地域計画(強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する 国土強靱化基本法(平25法95)13条)と一体のものとして策定することが可能であることを明確 化し、都道府県に令和4年度中に通知する。 ・内閣総理大臣への協議及び関係行政機関の長からの意見聴取(2条3項)に係る事務については、令和5年度から簡素化することとし、その旨を都道府県に令和4年度中に通知する。 ・計画の進捗状況調査については、令和4年度調査から、毎年度の実施に代えて、計画の進 捗状況を確認する必要が生じた場合に限り、従来の調査項目を削減した上で実施するなど、 地方公共団体の事務負担に配慮しつつ実施する方向で見直しを行い、その旨を都道府県に 令和4年度中に通知する。					

年	年別 管理 番号	分野	提案団体 の属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な 調整結果(個票等)
R4	7	03_医療•福祉	施行時特例市	富士市	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	児童扶養手当法第13条の2	手当の併給の見直し	を受給できる制度になっている。 しかしながら、老齢年金(老齢基礎年金及び老齢厚生年金)の受給者については、生活に困窮している世帯も多く、養育する児童の健全育成が図れていない現状があるため、以下の①または②のような制度の見直しを求める。①老齢年金を児童扶養手当と調整する公的年金等の範囲から除外する。	児童を養育している祖父母等が老齢年金を受給している場合、児童扶養手当額との差額しか支給されない。そもそも公的な老齢年金は60歳までの間に保険料を負担し、本人等が退職後の生活を維持するために受給できるものである。老齢年金に子の加算はなく、様々な事情により子を養育することになった際、支給される手当は存在しない。子を養育している老齢年金受給者は、生活に困窮している世帯も多く、児童の健全育成が図れていない現状がある。 【支障事例】 ①児童扶養手当受給中の父が拘禁されたことにより、同居の祖父が監護することとなった。祖父は老齢年金が月7万円あり、児童扶養手当額を超えてしまうため支給なしとなった。 ②児童扶養手当受給中の母が養育放棄により祖母が監護することとなった。祖母は老齢年金が月5万円あり、児童扶養手当額を超えてしまうため支給なしとなった。	
R4	8	06_環境•衛生	都道府県	島根県	環境省	に対する 規制緩和	排出の削減に配慮した契約の	る環境関係計画及び方針の一本化等	また、今後、環境関係法令の制定・改正により、新たに計画策定を行う必要が生じた場合も、同様の取扱いとする	環境関係法令において、都道府県等の地方公共団体に対して、計画・方針の策定が義務(努力義務を含	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html
R4	9	03_医療•福祉	中核市	豊橋市		に対する 規制緩和	児童扶養手当法施行規則第3 条の5、平成29年4月28日付け 雇児福発0428第2号厚生労働 省雇用均等・児童家庭局家庭 福祉課長通知「児童扶養手当の 現況届等について」	を対面によらず提出可能とすること	段の事情がある場合や全部支給停止者を除き原則対面による手続が必要であるところ、全部支給者や一部支給停止者のうち、家庭に対し支援情報の提供を行い、生活向上のための啓発や相談対応の機会を別途設けている場合、かつ、受給資格の審査や一部支給停止の解除の検討に必要な情報が書面等で確認できる場合には、対面によらない方法(郵送等)も可能とすること。		suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html
R4	10	11_その他	中核市	金沢市、広島市、広島市		に対する規制緩和	治行46)の解釈(当該行政実例 そのものではなく、これの一般的	上の債権等を「債権のみなし消滅」により不納欠損処分をするための規定の整備等	場1希望】地方自治法施行令等に「債権のみなし消滅」による不納欠損処分(歳入徴収官事務規程(昭和27年大蔵省令第141号)第27条及び債権管理事務取扱規則(昭和31年大蔵省令第86号)第30条の規定に相当する制度とします)をするための規定の整備 【第2希望】「債権のみなし消滅」による不納欠損処分を地方公共団体の「規則」で定めても差し支えない旨の技術的助言の実施	時効期間を経過した私法上の債権は、時効の援用がなければ消滅しない。この場合、法96条の権利放棄の議決か、債権管理条例等に基づく債権放棄により不納欠損処分をすべきとされる。なお、債権放棄は議決だけでは効果は生じず、長の意思表示を要する(最判H24.4.20)。このほか、令171条の5の徴収停止を行った債権の不納欠損処分の方法が規定されていない。	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局	
(提案年におけるもの)	取がジスカルレノノット(俗一般の人だ)。日上戦と1分	1日 巨 少 似 安	具件等	URL	日本21年 日 147月	
5【消費者庁(3)】【文部科学省(10)】【環境省(6)】 水質汚濁防止法(昭45法138)、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約 の推進に関する法律(平19法56)、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可 能な利用の推進に関する法律(平26法85)及び食品ロスの削減の推進に関する法律(令元法						
19) 測定計画(水質汚濁防止法16条1項)、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進 に関する方針(国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する						
法律11条1項)、地域計画(地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律4条1項)及び食品ロス削減推進計画(食品ロスの削減の推進に関する法律12条及び13条)については、地方公共団体の判断により、環境基本計画などの他の環						
境関係法令に基づく既存の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。また、その他の既存の環境関係法令に基づく計画等についても、同様に一体のものとして策定することが可能である場合には、その旨を地方公共団体に令和4年度中に通知する。						
た 9 ることが 円 配 じめる場合には、ての 日 を地方公共 凹体に 市 和 4 年 及 中 に 連 却 9 る。						
5【厚生労働省】 (34)児童扶養手当法(昭36法238)						
(ii)児童扶養手当の受給者による現況の届出(施行規則4条)については、受給者及び地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、対面以外の方法による届出を可能とする方向で検討し、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のための児童扶養手当業務における対応について(その2)」(今2厘件労働省子以大家庭長家庭短祉課)における現況民の取扱いた考慮						
討し、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のための児童扶養手当業務における対応について(その2)」(令2厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課)における現況届の取扱いを考慮しつつ、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて令和6年における現況の届出の提出期間開始までに必要な措置を講ずる。						
_						

年	年別管理番号	分野	提案団体 の属性	提案団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な 調整結果(個票等)
R4	11 0社	3.医療•福祉	中核市	越谷市		に対する 規制緩和	雇用保険法第61条の7、雇用保険法施行規則第101条の25第1号、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第5条第3項第2号、育児休業、介護休業の書を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第6条第1項	続きにおける要件の緩和 (必要書類の省略)	に関する提案募集No.210」により提案がなされ、閣議決定を経て、同年度中に厚生労働省による措置が行われた経過がある。しかしながら、その後の事務においても、当時の提案における支障事項が解消していない状況と考えられること、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を経て、保護者に変化も見られることなどから、改めて以下の点について改善を求める。育児休業は、育児・介護休業法に基づき、原則として子が1歳になるまでであり、保育所などに入所できない場に限り、子が1歳6か月になるまで(再延長で2歳まで)期間を延長することが可能となっている。その手続きにあっては、保護者は保育所に申し込みをした上で、保育知の保育施設等保留通知)の提出が現行制度においては必ず可能となるよう制度の改善を求める。具体的には、育児休業の期間延長が認められる理由の挙証資料として「保育所に申し込みをしたが、入所できなかった」ことを証明する地方自治体が発行する入所保留	1 当該減点を希望する保護者は、「育児休業の延長を希望する」者が大半であるが、育児休業・給付の延長は保育所等に入れない場合等に限られた例外的措置であることを理解しておらず、延長のために入	
R4	12 0 社)3_医療•福 业	一般市	須坂市、長野県	厚生労働省	に対する	に関する基準(昭和23年厚生省	係る基準について、「従う	基準について、市町村が柔軟に待機児童の発生抑制に	国制度による幼児教育・保育の無償化により、未就学児童数は減っているが、当市が想定する以上の保護者が保育所入所を希望しており、既存の施設の居室面積では入所を希望するすべての児童を受け入れることは困難な状況となっている。保育所等の施設整備に少なくとも数年の計画・建設期間を要することから、待機児童の発生を避けることは困難になっている。(参考)当市における保育所等の入所児童数 1,277人(平成30年)→1,411人(令和3年度末)※幼保連携型認定こども園の保育所部分の児童数を含む	
R4	13 O)5_教育·文 化	一般市	北上市	文部科学省	に対する 規制緩和	関する法律第1~4条、要保護	よるオンライン学習通信 費についての補助対象	補助金の額のうち、別記2特別支援教育就学奨励費補助金(8)オンライン学習通信費について、地方公共団体が賃貸借契約して貸与しているLTE通信が可能な学習用端末の賃貸借料や、それに掛かる通信費を地方公共団体が負担している場合は、現物支給により保護者を援助しているとみなし、特別支援教育奨励費の支給によっ	当該要綱第2条第2項において、特別支援教育就学奨励費補助金は保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な援助を与えた場合、その経費の一部を補助することとし、もって特別支援教育の振興に資することを目的とするとされているものの、あくまで、保護者の金銭的負担が生じた場合にのみ補助の対象にすると規定されているため、地方公共団体が現物支給により援助している場合には補助の対象になっていない。	ps://www.cao.go.jp/bunken-shin/teianbosyu/2022/teianbosyu_cka_yosan.html
R4	14 0月	11_土地利用(農地除	一般市	高山市		B 地方 に対制緩和	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項	過疎地域持続的発展市町村計画の策定等に係る議会の議決手続の見直し	いて、同法第8条第1項で定められている市町村議会の議決手続について見直していただきたい。	国の地方分権改革による義務付け・枠付けの見直しにより、総合計画における基本構想の策定義務の廃止や国土利用計画法に基づく市町村計画に係る市町村議会の議決要件の廃止、最近では土地改良法に基づく応急工事計画に係る市町村議会の議決要件の廃止などが進められたところである。このような地方分権の取組が進められる一方で、令和3年度から新たに施行された新過疎法においては、市町村議会	ps://www.cao.go.jp/bunken-shin/teianbosyu/2022/teianbosyu_cka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	国の担当部局 URL

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な 調整結果(個票等)
R4	15 1	11_その他		松市新市国市島町子松市、海流、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	総務省	に対する		時にカードの郵送受取を 可能とすること	は、暗証番号や顔認証機能を活用することで窓口での本人確認を不要とし、原則として郵送によるカード受取ができるようにしていただきたい。 また、その際のカードの郵送は、カードの発行を行ってい	当市ではマイナンバーカードの交付率が4割を超えており、累計交付枚数の約7割が、令和2年度から令和3年度の2年間に交付されたものであるが、その交付の際には窓口が滞留した。その10年後である令和12年度から令和13年度にはこれらのカードが有効期間満了を迎えるため、現行制度のままでは、更新された新たなカードを受け取るための来庁者により、再び交付窓口の滞留が見込まれる。また、カード所持者が増加したことにより、住所変更や氏名変更や、複数回の転居などにより券面の追記欄に余白がなくなったことによるカードの再交付が数多く発生しており、地方公共団体の窓口業務の負担が増している。	
R4	16	99_土木•建築	是 一般市	今治市	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和		建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し	行政に関する2年以上の実務経験を求める要件を見直 し、資格登録までに実務経験を積んでいればよいことと する。		suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html
R4	17 C)4_雇用•党 動	都道府県	石川県	厚生労働省	に対する 規制緩和	和24年中央労働委員会規則第	議について会長が相当と 認める場合にはウェブ会 議による出席を可能とす ること	急事態宣言等の場合に限らず、「会長が相当と認める場合」には、ウェブ会議による出席を認めるといった内容で	例えば、委員が会議当日に県外へ出張しているなどの個人的な理由で会議に参集できない場合には、ウェブ会議による出席は認められず、委員の出席機会が失われる。また、委員は弁護士や労働組合役員、会社経営者など外部の有識者であり、委員の職務と本業を両立させることが難しくなる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html
R4	18 亿)3_医療•福 祉	a 都道府県	石川県	厚生労働省	に対する	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について(平成12年3月30日障精第22号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知)	電磁的方法による提出	所定の事項を保健所経由で県に届け出る義務があるが、届出様式上入院を必要と認めた医師の署名が必要	び精神保健福祉センターにおいて紙媒体で管理しており、文書管理コストが大きい。また、病院管理者から紙媒体で提出された医療保護入院の届出を各保健所及び精神保健福祉センターで集計・とりまとめ等しているが、紙媒体であり、届出件数も多いため、職員の事務負担も大きい。	https://www.cao.go.jp/bunken- suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_ kekka.html
R4	19 C	03_医療•福祉		宮者合台塩市森山町和加町三市城原宮、市竈柴、町元利、町美美町豊援広県巻気町理松町麻涌町豊市期連仙、沼丸、町島、町谷、川島連仙、沼丸、大、南山、沼丸、大、南山、沼丸、大、南山、沼丸、大、南山、沼丸、大、	厚生労働省	に対する 規制緩和	高齢者の医療の確保に関する 法律第85条、同施行令第16条 の2~3、同施行規則第71条の 9・10、介護保険法、同施行令、 同施行規則 なお、高齢者の医療の確保に関 する法律等には継続支給を可と する規定はないが、厚生労働省 の事務連絡で高額療養費等の 継続支給を可としている。	おける高額介護合算療養費申請の簡略化	高齢者の医療の確保に関する法律における高額介護合算療養費申請について、同法の高額療養費及び高額療養費(外来年間合算)と同様に、初回申請後、次回以降は申請を省略し、継続支給を可能とすること。	【現行制度について】 高齢者の医療の確保に関する法律における高額介護合算療養費は、医療保険と介護保険の年間の自己 負担額を合算し、基準額を超えた額を給付する制度であり、「計算期間の始期及び終期等を記載した申 請書を提出しなければならない」(同法施行規則第71条の9)と規定されている。なお、申請にあたっては、 当広域連合において事前に医療保険と介護保険の自己負担額をもとに支給見込額を仮算定し、当広域 連合から申請勧奨を行っている。 【支障事例】 毎年申請書を提出する必要があり、申請対象者が高齢者かつ介護を必要とする者であるため、毎年の手 続きに労力を要する。また、手続きを失念すると、本来受けられる給付が受けられなくなる可能性がある (令和3年度申請勧奨数の約16%が未申請)。年々申請対象者が増加し、広域連合及び受付を担当する 市区町村において、事務に膨大な労力を要している。申請勧奨件数は、制度開始時の平成20年度8,847 件から、令和4年度19,825件と2倍以上に増加していることに加え、団塊の世代が後期高齢者になることに より、申請対象者の増加が見込まれる。 【支障の解決策】 高齢者の医療の確保に関する法律における高額療養費及び高額療養費(外来年間合算)と同様に、初 回申請後、次回以降は申請を省略し、継続支給を可能とする。	kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【デジタル庁(9)(ii)】【総務省(22)(ii)】電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、交付申請者の利便性の向上及び市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討する。5【総務省】(24)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)(iii)個人番号カードの交付手続については、交付申請者が住所地の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)以外の市町村を経由して交付申請書を提出できる場合の拡大について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【国土交通省】 (6) 建築基準法(昭25法201) (v) 建築基準適合判定資格者検定(5条)の受検資格(同条3項)については、特定行政庁における建築確認関係事務の執行体制の確保や建築主事の負担軽減に資するよう、以下のとおりとする。 ・建築行政等に関する2年以上の実務経験を、受検資格ではなく建築基準適合判定資格者の登録要件とする。 ・二級建築士等による受検を可能とするとともに、当該受検者を対象とする検定に合格した建築主事及び確認検査員については、小規模な建築物等に限って建築確認関係事務を行うことを可能とする方向で検討し、令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【厚生労働省】 (18)労働組合法(昭24法174) 労働委員会の高度情報通信技術の利用による会議(労働委員会規則(昭24中央労働委員会 規則1)16条の2)に係る開催要件については、「労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会」に おけるIT活用に関する議論を踏まえて検討し、令和5年中を目途に結論を得る。その結果に 基づいて必要な措置を講ずる。					
5【デジタル庁(4)】【厚生労働省(21)】 身体障害者福祉法(昭24法283)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法 123)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭39法134)、介護保険法(平9法123)、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平14法151)、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平16法149)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) 「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)において検討することとされている医師の診断書や意見書の提出に係る手続等については、行政手続のオンライン化に向けた取組の実施状況を踏まえて、オンライン化に向けて検討を行い、その結果に基づいて令和7年までに必要な措置を講ずる。					
5【厚生労働省】 (36) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80)及び介護保険法(平9法123) (i)高額介護合算療養費及び高額医療合算介護(予防)サービス費の支給申請(高齢者の 医療の確保に関する法律85条並びに介護保険法51条の2及び61条の2)については、市区町 村、後期高齢者医療広域連合及び被保険者の負担を軽減する観点から、市区町村又は後期 高齢者医療広域連合の判断により、初回の申請をもって毎年の申請を不要とすることを検討 し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					

年	年別 管理 番号	分野	提案団体の属性	提案 団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な 調整結果(個票等)
R	4 20	06_環境•徫生	· 一般市	安城市	環境省		動規制法施行規則第3条	制法に基づく届出のオン	騒音規制法施行規則第3条及び振動規制法施行規則第3条において、届出書の提出については、「届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。」と規定されており、紙での提出が前提となっているが、手続きの簡素化、事務の効率化及びデジタルトランスフォーメーションの推進のため、電子データでの提出及び入力フォームでの提出を可能としていただきたい。	現在、紙での届出受付を行っている自治体が多くあるが、電子データでの提出及び入力フォームでの提出を可能とすることで、手続きの簡素化、事務の効率化及びデジタルトランスフォーメーションの推進を図っていきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html
R	4 21	11_その他		蔵県取岩市宿町崎亘町和加町三市津宇町王塩、市沼大、野、町理松、町美美町下、島町竈角、崎大田丸、島色、里、呂徳市宮市田東市河町森山町麻涌町須市島、城名、島七川、 大、 南川焼、部	総務省	に対する		廃止又は提出に係る手 続の簡素化	雑軽減のため、公職選挙法施行令(以下、「政令」という。)又は施行規則を以下の運用が可能となるよう改正していただきたい。 【案1】政令第49条の8を削り、宣誓書の提出を不要とする。又は、口頭による申立てによる投票を可能とする。 【案2】施行規則第9条に規定される別記第10号様式の宣誓書の事由の選択を廃止する、又は、日付と氏名の記入のみで宣誓が済むようにするなど宣誓書の提出に係る手続を簡素化する。	期日前投票制度が定着し、当町でも2割5分を超える有権者がこの制度を利用し投票をしている現状である。期日前投票所の運営については、選挙人がスムーズに投票できるよう改善を重ねながら行っているものの、宣誓書の記載があるために投票所の混雑が発生する事例があった。昨今の新型コロナウイルス感染症対策の観点からも、混雑が可能な限り発生しないよう、宣誓書を入場券に同封したり、投票所内の動線を確保するなど感染症予防に努めているが、宣誓書が原因となりえる場合がある。具体的には、選挙人に高齢者が多く、大きな文字で記載例を作成したり、投票所に宣誓書記載のための補助者を配置するなど対策を講じているが、それでもなお宣誓書の記載方法の説明(選挙の当日に投票所に行けない事由を選択させる部分)に時間を要している。また、投票の際に、「宣誓書」が必要なこと自体に不満を述べる選挙人も少なくなく、その対応のため、投票所の混雑に拍車がかかる場合もある。また、「宣誓書」への不満から、投票所に来たにもかかわらず、投票しないまま帰る有権者もいる。「宣誓書」の記載は、それ自体が高齢者や障害者にとって大きな負担であり、また、それに起因する投票所での待ち時間や混雑も同様であることから、特に高齢化が進む市町村における投票率向上を妨げる一因になるおそれがある。	suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html
R	4 22	05_教育•文化	都道府県	福岡県、九州地方知事会	文部科学省	に対する	宗教法人法第6条(公益事業その他の事業)、同法第14条(規則の認証)、同法第22条(役員の欠格)、同法第81条(解散命令)、同法第87条の2(事務の区分)	排除規定の追加	員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。(以下同じ。))を排除することができるよう、宗教法人法を以下のように改正し、暴力団排除規定の追加を行うこと。 【改正案1】宗教法人の欠格事由として(1)役員のうちに暴力団員等に該当する者があるもの(2)暴力団員等がその事業活動を支配するものを規定すること 【改正案2】 (1)宗教法人法第22条の役員の欠格事由に「暴力団員等」を追加すること (2)宗教法人法第81条の解散命令事由に「暴力団員等	法定受託事務として、各都道府県知事は宗教法人の設立認証や規則変更認証などを所管している。暴力団員等が実質的に支配する宗教団体には、適切な法人運営を期待することは困難であるが、宗教法人法には、法人設立の欠格事由として暴力団排除規定がないため、暴力団員等の関与を防止することができない。 【具体的な支障事例】 (1)宗教法人は、宗教法人法第6条に基づき、公益事業等を行うことができ、税制優遇が認められている一方で、暴力団員等の強い関与を受けている宗教法人がこれを利用して、暴力団の資金とする事案が過去に発生している(別添1、2、3、4)。 (2)暴力団員等と疑われる者が支配している宗教法人についての情報が寄せられているが、警察への照会を行うこともできず、役員が暴力団員等であるかを確認することができない(別添5)。 (3)暴力団員等が関与する宗教団体の法人設立認証等を拒否したいが、宗教法人法に暴力団排除規定がないため、団体の役員に暴力団員等の疑いがあっても認証せざるを得ない(別添6)。 【類似法人の状況】 なお、宗教法人と同様に公益事業を行うことを目的とする法人のうち、社会福祉法人、NPO法人、公益財団法人及び公益社団法人については、既に所管法等に暴力団排除規定があるため警察への照会や認	
R	4 23	03_医療•福祉	都道府県	福岡県、九州地方知事会	厚生労働省	に対する 規制緩和	「依存症対策全国拠点機関設置運営事業の実施について」(平成29年6月13日障発0613第1号厚生労働省社会・援護局和3日時発13日障保健福症治療指導者生活療指導者を支援を支援を支援を支援を支援を支援を支援を支援を支援を支援を支援を支援を支援を	研修等に係る周知及び取りまとめの見直し	者養成研修」及び「地域生活支援指導者養成研修」について、都道府県等を介さず、依存症対策全国拠点機関が直接関係機関への周知及び参加希望者の取りまとめを行うこととする。その実現が難しい場合は、都道府県等から関係機関への周知を年度初めの1回で済むようにした上で、参加希望者の取りまとめのみ、都道府県等を介さず、依存症対策全国拠点機関が直接実施することを可能とするよう見直しを求める。	標記3研修については、厚生労働省の通知(平成29年6月13日付障発0613第1号)に基づき、依存症対策全国拠点機関である依存症対策全国センター及び独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターから、都道府県及び指定都市(以下「都道府県等」という。)へ研修の開催案内が毎年度送付され、都道府県等により関係機関への周知、参加希望者の取りまとめが行われている。しかし、本開催案内は、随時更新したものが同一年度内に複数回(令和3年度は3回)送付され、その度に都道府県等は関係機関(当県の場合、約200か所)に送付しなければならず、また、関係機関からの問い合わせ(各研修の対象者に該当するか、研修内容について等)もあり、負担となっている。また、9つの研修(3依存症×3研修)があり、それぞれの参加希望者を都道府県等で取りまとめて申込むこととされていることや、各研修各回で申込み期限が異なるため、事務が境雑であり、時間を要する。なお、当該研修は都道府県による依存症専門医療機関の選定基準の一つと関連するが、当県のように平成29年6月13日付障発0613第2号に基づく「依存症医療研修」等選定基準を満たす他の類似の研修を実施している地方公共団体にとっては、関係機関の研修参加状況を把握する必要性が無い。	suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	国の担当部局 URL
5【環境省】 (4)騒音規制法(昭43法98)及び振動規制法(昭51法64) 騒音規制法及び振動規制法に基づく届出については、以下のとおりとする。 ・届出書の提出(騒音規制法施行規則3条及び振動規制法施行規則3条)については、地方公共団体の判断により電子メール等を利用して提出することが可能であり、オンラインによる提出であれば正本の写しの添付は不要であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。 ・届出のオンライン化については、地方公共団体が利用するLGWANへの接続が令和6年度に予定されている政府共通の電子申請システム(e-Gov電子申請)の在り方を踏まえつつ、事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。				
5【総務省】 (10)公職選挙法(昭25法100) (ii)期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書(施行令49条の8)については、選挙人の負担軽減及び選挙事務の合理化を図るため、令和4年中に政令を改正し、当該事由のいずれかに該当すると見込まれる旨の宣誓で足りることとし、該当する事由の特定を不要とする。		期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書 (施行令49条の8)については、選挙人の負担軽減及び選挙事務の合理化を図るため、 当該事由のいずれかに該当すると見込まれる 旨の宣誓で足りることとし、該当する事由の特定を不要とした。	【総務省】公職選挙法施行令の一部を改正する省令(令和4年12月23日付け総務省令第387号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/2/r4fu_tsuchi.html 総務省自治行政局選挙部選挙課
5【厚生労働省】 (60) 依存症治療指導者養成研修等に関する事務 依存症治療指導者養成研修、依存症相談対応指導者養成研修及び地域生活支援指導者等 養成研修については、都道府県及び指定都市の事務負担を軽減するため、これらの研修を 一括して、関係機関への開催案内の周知、参加希望者の取りまとめ及び参加者の選定を行う こととし、また、当該頻度を現行の年に複数回から年1回とする見直しを行い、その旨を都道府 県及び指定都市に令和5年度の早期に周知する。				

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な 調整結果(個票等)
R4	24 0)2_農業・農	都道府県	福岡県、九州地 方知事会	農林水産省	に対する 規制緩和	繰越額確定後の同一事項内の 箇所間(地区間)流用について (令和3年9月6日付け九州農政 局事務連絡)、農村地域防災減 災事業実施要綱(平成25年2月 26日付け24農振第2114号農林 水産事務次官依命通知)、農村 地域防災減災事業実施要領 (平成25年2月26日付け24農振 第2118号農林水産省農村振興 局長通知)	における繰越予算の地 区間流用の見直し	農村地域防災減災事業を活用して行う、ため池の劣化状況及び地震耐性評価に係る予算について、繰越予算の地区間流用を認めるよう見直しを求める。	【現行制度について】 農村地域防災減災事業における、ため池の劣化状況・地震耐性評価に係る予算は、「防災・減災、国土 強靭化のための5か年加速化対策」により、令和2年度より補正予算が割り当てられた。 しかし、補正予算からの対応では年度内での工期(7カ月程度必要)が確保できず、翌年度へ予算の繰越 を余儀なくされている状況だが、繰越した予算については地区(市町村単位)間流用が認められていない。 【支障事例】 繰越した予算は地区間流用ができないことから、入札残等になった部分は、当該市町村において執行を するよう、可能な限り事業の前倒しで対応をしている。しかし、地元調整が不調等により前倒しできる事業 が無い場合は、執行ができず予算の有効な活用ができない。	
R4	25 0	02_農業•農	都道府県	福岡県、九州地方知事会		に対する 規制緩和	土地改良事業関係補助事業扱 補助金交付(令和元年11月水地 でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	における交付決定前着 手が認められる対象範囲 の拡大	についても、ハード事業と同様に、交付決定前着手が可能となるよう制度の見直しを求める。	【現行制度について】 農村地域防災減災事業における事業の着手については、農林水産省通知(令和元年11月1日付元農振 第1992号農林水産省農村振興局長)により、原則として国からの補助金交付決定通知を受けて行うことと されているが、「公益上真にやむを得ない理由」による場合は、事前に届け出ることにより、例外的に交付 決定前着手が認められている。 しかし、交付決定前着手が認められる場合は、農林水産省事務連絡(令和2年4月1日付農林水産省農 村振興局整備部)別紙において、「緊急的に堤体改修等を実施するもの」とハード事業に限定されてお り、調査等のソフト事業は現状認められていない。 【支障事例】 農村地域防災減災事業を活用して行う、ため池の劣化状況及び地震耐性評価に伴うため池の漏水調査 については、本来ため池の貯水状態が良い5月頃に実施することが望ましいが、現行の補助金交付決定 後の着手では、例年6月頃の事業着手とならざるを得ず、着手時期が遅れることで正確かつ効果的なため 池の漏水調査が実施できていない。	kekka.html
R4	26 1	11_その他		福岡県、九州地方知事会	消費者庁	規制緩和 	平成30年3月28日付け消教知 第73号地方消費者行政強化交 付金交付要綱、平成30年3月28 日付け消教知第74号地方消費 者行政強化事業及び推進事業 実施要領	事業に係る費目間流用	支出額の範囲内であれば、事業経費の費目間の流用制	「現行制度について」 ・地方消費者行政強化交付金の強化事業を実施する場合、地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領(以下、「実施要領」と表記)第3(2)に基づき、消費者庁に対して、指定する日までに実施計画書を提出することとなっている(例年、事業実施の前年度1月下旬に依頼があり、2月中旬を締切とされている)。(強化事業実施計画書は、地方消費者行政強化交付金交付要綱別紙様式1の別紙2を用い、事業ごとに費目、積算内容、金額を記載)。 ・また、実施要領第4(1)②により、事業の内容及び経費の配分の変更(※以下の軽微な変更を除く。)をする場合は、その旨を記載した申請書を消費者庁に提出し、承認を受けなければならないこととされている。 ※軽微な変更(実施要領第4(5)) ①採択されたそれぞれの事業において、事業経費のいずれの費目においても増額するものがなく、総事業費の減額が20%以内であるもの。 ②採択されたそれぞれの事業において、事業経費の費目間の配分の変更にあっては、いずれの費目においてもその変更額が20%以内であるもの。 〔制度見直しの必要性〕 ①計画書提出の締切りが事業実施の前年度であることから、必要額を正確に計上することが困難であること。 〔別万円の少額な事業も多数存在するため、現行基準を超える事業経費の費目間の流用が容易に起こり得ること。 〔求める措置の内容〕事業の目的及び内容の変更が無いものであって、交付金の支出額の範囲内であれば、事業経費の費目間の流用制限(変更額の20%以内)を緩和する等、効率的な運用に改善してほしい。	kekka.html
R4	27 0	07_産業振興		長崎県、宮城県、福島県、土川地方温県、土川地方名		B 地方に対制緩和		大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の廃止	同施行規則を以下の通り改正することを求める。 法第6条第1項に、次のただし書を追記すること。「ただし、経済産業省令で定める変更については、この限りでない。」 施行規則に、次の条文を追記すること。「法第6条第1項	【現行制度について】 店舗面積が基準面積を超える大規模小売店舗の立地に当たっては、周辺地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条の規定により、店舗の名称及び所在地、設置者及び小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人代表者の氏名等について、都道府県に届け出なければならないこととされており、同法第6条第1項の規定により、届出事項に変更がある場合についても同様とされている。当該届出があったときは、都道府県は、同法第5条第3項及び第6条第3項の規定により、届出事項の概要、届出年月日及び縦覧場所について公告するとともに縦覧に供することとされているほか、同法第8条の規定により、立地市町村への通知及び立地市町村等からの意見聴取並びに意見概	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【農林水産省】 (16)土地改良事業関係補助金 土地改良事業関係補助事業のうち、農村地域防災減災事業の補助金交付決定前着手の取 扱いについては、以下に掲げる事項について明確化し、地方農政局及び地方公共団体に通 知する。 ・ため池の劣化状況及び地震耐性評価に係る調査業務などのソフト事業を含む、「農村地域		得ない事情があると認められる場合は、補助 金交付決定前着手が可能であることを改めて	【農林水産省】土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の取扱いについての周知について(地方分権改革に関する提案)(令和4年11月4日付け農林水産省農村振興局整備部設計課長、水資源課長、農地資源課長、地域整備課長、防災課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html	農林水産省農村振興局整備部防災課
防災減災事業実施要綱」(平25農林水産事務次官)第3の2に規定する事業については、公益上真にやむを得ない事情があると認められる場合は、補助金交付決定前の事業着手が可能であること。 ・ソフト事業のうち、特に、満水位のため池における堤体からの漏水量調査等は、調査期間が限定されるため、公益上真にやむを得ない事情があると認められ、補助金交付決定前の事業着手が可能であること。 [措置済み(令和4年11月4日付け農林水産省農村振興局整備部設計課長、水資源課長、農		周知した。			
地資源課長、地域整備課長、防災課長通知)] 5【消費者庁】					
(4)地方消費者行政強化交付金 (ii)地方消費者行政強化交付金については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、「地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領」(平30消費者庁消費者教育・地方協力課)を改正し、当該交付金の強化事業における軽微な変更に係る費目間流用の上限を緩和する旨を地方公共団体に令和4年度中に通知する。					
5【経済産業省】 (6)大規模小売店舗立地法(平10法91) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者が法人である場合の代表者の氏名(5条1項2号)の変更の届出(6条1項)については、廃止する方向で検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					

年	年別 管理 番号	分野	提案団体の属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な 調整結果(個票等)
R4	28	11_その他	都道府県	長崎県、九州地方知事会		に対する	を識別するための番号の利用等	情報連携における情報	バーに登録した情報連携の対象となる情報の取扱に関し、同一地方公共団体内においても情報照会を可能と すること。	現在の情報提供ネットワークシステムの仕様では、情報連携が認められている事務であっても、同一地方公共団体内(同じ中間サーバーに情報登録している所属間)では情報提供ネットワークを介した情報照会ができないため、従来同様、ペーパーベースでの情報確認が生じている。例えば、当県A課が情報提供者である情報を、情報連携が認められている事務であっても当県B課は情報提供ネットワークシステムを介して情報照会することができない(知事部局と教育部局間等、庁内他機関間での照会を除く)。情報連携に関し、国は統合宛名システムを活用した庁内連携体制の構築を推奨しているが、国が示した中間サーバー仕様書の内容では、庁内情報連携に係る機能の付加を必須としているわけではない。地方公共団体は国が示した共通仕様書を基に統合宛名システムの導入を進めており、当県においては副本を「保有しない」設定となっているため、庁内連携は一時情報提供によるもののみ実施可能な状態となっている。統合宛名システムの設定を今後変更し、副本を「保有する」設定に変更したとしても、その時点以降から新規に登録される副本データからのみ内部副本(中間サーバーにある副本の副本)で管理することとなるため、照会応答結果が不十分となる可能性がある。また、内部副本は、副本および正本との整合性を確保するための管理が難しい。この課題を解決するためには、国が整備している情報提供ネットワークシステムを通じて、同一地方公共団体内でも情報照会が可能となるよう、仕様変更が不可欠であると考える。	suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html
R4	29	03_医療•福 祉	都道府県	大分県、九州地 方知事会	内閣府、厚生労働省	に対する	子ども・子育て支援法、費用の 額の算定に関する基準等(平成 27.3.31内閣府告示第49号)な ど	小規模保育施設の職員 配置基準の緩和			https://www.cao.go.jp/bunken- suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_ kekka.html
R4	30	03_医療•福 祉	a 都道府県	大分県、 九州地方知事会		に対する	子ども・子育て支援法、費用の 額の算定に関する基準等(H27. 3.31内閣府告示第49号)など		するため、給付費を「定員定額制」等とするなどの小規模	現在、保育所では定員数に応じて保育士等の職員を雇用しており、毎月一定の固定的ランニングコストが生じている。一方で、現状の給付の仕組みでは、利用児童数に応じて給付金額が決まる制度設計となっているため、定員割れが生じている保育所では非常に運営が厳しいものとなっている。地方においては、今後も更なる過疎化、少子化の進展に伴い、保育士確保が困難となったり、利用定員数に対して定員割れがおきることが懸念され、今以上に安定的な運営が困難となるおそれがある。読売新聞の調査では、利用希望の偏在等で定員を満たさない保育施設が約4割に上るなど、全国的にも現行制度では施設の安定的な運営に対する支障が生じている。 【現行の保育所等運営費】 「定員数に応じた単価」×「利用児童数」 ⇒定員に対して、実際の利用児童数が少なければ保育所の収入が少なくなり、安定的な施設運営が困難となる。	
R4		01_土地利用(農地除く)		藤枝市	国土交通省	に対する	都市計画法第42条第1項、第43条第1項、都市計画法施行令第36条、開発許可制度運用指針I-7-1、I-15	る農家住宅、分家住宅の	等)への用途変更の許可を可能とすることを求める。また、建物所有者が近隣に転居した場合や、当該建物が用途変更をせずに空き家として放置すれば将来的に倒壊のおそれがある建物である場合についても、やむを得ない事情として用途変更の許可の検討を可能とすること	市街化調整区域内に立地する農家住宅や分家住宅を売却し、一般住宅や事業所等として活用するため	kekka.html
R4	32	06_環境· 律	中核市	前橋市、群馬川市、群馬川市、安町、海市、安町、県市、安町、県本町村、町村町		に対する規制緩和	口、電気事業法施行規則第2条	5号ロの「経済産業省令で定める密接な関係を有する者」の要件緩和	方自治法で規定する指定管理者を電気事業法第2条第1項第5号ロの「経済産業省令で定める密接な関係を有する者」の範囲に原則含めるものとする。	自己託送を利用することができる者の範囲について、「自己託送に係る指針」では、発電設備の設置者及び経済産業省令で定める密接な関係を有する者としている。 地方公共団体が自己託送を利用しようとする場合、直営の施設であれば問題はないが、指定管理施設は上記の範囲に含まれるかが問題となる。 当市では市有施設から排出される温室効果ガスの削減等を目的として、令和3年12月から清掃工場の余剰発電を活用した自己託送を開始したが、指定管理施設への託送可否について資源エネルギー庁に確認したところ、対象施設が指定管理施設であること、保安規定上の設置者名義が指定管理者であることを示すだけでは不十分であり、市と指定管理者とが「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に規定する、生産工程、資本関係、人的関係等において密接な関係にあることを示さなければ認めることは困難との回答であった。 指定管理者制度は、地方自治法第244条の2第3項に基づく行政運営手法であり、指定管理者が施設の維持・運営を行うとしても施設の処分に係る最終権者は当該地方公共団体にある。しかしながら、同庁の現行解釈では、同じ施設であっても制度を活用すると託送可否について施設ごとに上記のような関係性を示さなければならず、また、指定管理者ごとに判断が異なりかねないため、直営の施設と同様の発電エネルギーの有効活用や温室効果ガス削減策を講じることができなくなってしまう。	suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
_					
5【国土交通省】 (21)都市計画法(昭43法100) 開発許可を受けた開発区域内における建築物の用途変更の許可(42条1項)及び市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における建築物の用途変更の許可(43条1項)については、地方公共団体の適切な判断に資するよう、「開発許可制度運用指針」(平26国土交通省都市局)に基づき用途変更許可の審査基準を定めている地方公共団体の事例を、開発許可権者に令和4年度中に周知する。					
5【経済産業省】 (4)電気事業法(昭39法170) 地方公共団体が自ら管理する施設と指定管理者(地方自治法244条の2第3項)に管理を行わせている施設の間の自己託送については、地方公共団体と指定管理者との密接な関係(2条1項5号ロ)を証明せずとも、指定管理施設の供給地点が明示されている協定書等を示すことにより可能であることを明確化し、一般送配電事業者及び地方公共団体に令和4年度中に周知する。					

有	年別 管理 番号	分野	提案団体の属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な 調整結果(個票等)
R	4 33	11_その他		大磯町、平塚二宮大川、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田	法務省	に対する 規制緩和	一第317号通知、平成27年1月 30日付閣議決定「平成26年の 地方からの提案等に関する対応	領行為について、市町村 職員が常駐せずとも民間 事業者に業務委託するこ	付法務省通知では不測の事態等に際しての対応のために市町村職員が業務実施官署内に常駐することを要件としている。 平成27年1月30日付閣議決定では、不測の事態における体制等が確保されていると法務局が判断する場合に限り、同一施設内に市町村職員が常駐しない形態での業務委託も可能であるとされているが、法務局の判断基準が明確でないことから、全国統一の取扱いとするよう、市町村の実態に即した見直しを求める。	平成25年3月28日付法務省民一第317号通知において、戸籍事務のうちの届書の受領行為については、市町村職員が業務実施官署内に常駐し不測の事態等に際しての臨機適切な対応を行うことができる体制であれば民間事業者に業務委託することができるとされている。当町の閉庁時間(夜間)の戸籍届書の受領については、町職員が庁舎に常駐することなく、庁舎管理業務に含めて民間事業者に業務委託し、翌開庁日に戸籍事務所管課の職員が預かった届書を確認し、事務を進めている。民間事業者が戸籍届書を受領する際に不測の事態が生じた場合は、戸籍事務所管課職員と連携を図り、戸籍事務所管課職員自らが臨機適切な対応がとれる体制を確保している。	etps://www.cao.go.jp/bunken-uishin/teianbosyu/2022/teianbosyu/ekka.html
R	4 34	11_その他		館木川安村恋町村大市、市、市、市市、市、市、市、市、市、市、市、町、町、町、市、市、市、市、市、	個人情報保護委員会、厚生労働省	B 地方 に対制緩和	水道法第二十四条の二、空き家の発生を抑制するための特例措置(空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除)	水道使用情報の、水道事業者から他の行政機関への提供	水道事業者が、水道の使用に関する情報を他の行政機関に提供可能にすることを求める。	「空き家の発生を抑制する特例措置(空き家の譲渡所得の3,000万円控除)」においては、家屋所在地の市区町村が「被相続人居住用家屋等確認書」(以下、確認書)を交付することが必要となるが、その際、市区町村が特例を受けようとする家屋が居住等の用に供されていないことを確認するため、電気・ガス又は水道の使用中止日が分かる書類等が必要とされている。申請者は確認書の交付を受けるため、戸籍謄本等を入手の上、電気・ガス・水道会社等に使用中止日に関する書類を請求する必要があり、申請者の負担となっている。そのため、本人の同意を得た上で、水道事業者から水道の使用に関する情報を行政機関に提供することを可能にすることにより、市区町村側で空き家における水道の使用中止日を把握し、当該家屋が居住等の用に供されていないことを確認することができ、特例措置の活用にあたっての申請者の負担の軽減や、制度を案内する市区町村の負担軽減にもつながる。なお、確認書の交付には、電気・ガス・水道のいずれかが使用されていないこと1つの証明があればよいとされており、当市においては水道事業を企業団として運用しており、行政機関同士で連携が図れることから、水道事業者に限定をして提案をしている。	uishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_
R	4 35	05_教育·文化	指定都市	相模原市	文部科学省	に対する	事業費補助金実施要領(学校を	「健全育成のための体験 活動事業」に係る補助要 件の引下げ	「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」の「健全育成のための体験活動推進事業」について、1泊2日の体験活動についても補助対象とする。	体験活動の推進は子どもの健全育成及び人格形成のために必要不可欠であるが、自然などと触れ合う様々な体験活動の機会が乏しくなってきており、さらには新型コロナウイルスの感染拡大がこうした状況に拍車をかけている。このような中、学校では2泊3日から1泊2日の活動にシフトし始めているが、1泊2日へシフトすると、現在の補助対象である2泊3日以上から外れてしまい、補助制度が利用できない。たとえ1泊2日の体験活動であっても、家族以外の者と集団生活をすることで児童生徒同士の絆が深まるなど、十分な効果があると考えられる。【参考】学校における形態別利用状況令和1年度 2泊3日以上:17校、1泊2日:86校、日帰り:0校令和2年度 2泊3日以上:0校、1泊2日:56校、日帰り:33校令和3年度 2泊3日以上:3校、1泊2日:72校、日帰り22校	ttps://www.cao.go.jp/bunken- uishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_ekka_yosan.html
R	4 36	09_土木·建築	指定都市	相模原市	国土交通省	に対する 規制緩和		除外となる特定施設の追加	設、洗濯施設及び入浴施設(以下「旅館業3施設」という。)は、設置等届出や下水排水制限等の対象から除外されている。 この下水排除制限等の適用除外となる特定施設の範囲を見直し、「17豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設」、「67洗濯業の用に供する洗浄施設」(終末処理場で処理困難な物質を取扱う施設は除く。)、「71自動式車両洗浄施設」(以下「提案3施設」)についても下水排除制限等の適用除外とすること、または各自治体において	例示した提案3施設は、対象事業場が多く届出件数も多い一方で、ほとんどの場合が小規模なサービス業等に属する事業場に設置している。そのため、排水量が少なく、業種、使用する原材料や薬剤から考えて、その排水の具体的な汚濁項目は終末処理場で処理可能で、汚濁の程度も一定水準以下の「生物化学的酸素要求量(BOD)」、「浮遊物質量(SS)」及び「ノルマルヘキサン抽出物質」であり、旅館業3施設と同様に終末処理場で処理困難な物質(下水道施行令第9条の4第1項各号の物質)は含まれていないことから、そのまま流しても下水道施設に影響を与えることはない。一方で、実際に行っている市町村の事務においては、施設設置届出に伴う提出書類の数が膨大であり、届出に不慣れな小規模事業者に対して市町村の指導が必要な場合が多く、事業者側にも市町村側にも相当の事務負担が生じている。このような課題は、他市町村でも生じていることを指定都市ブロック下水道管理担当者会議や県の担当者会議等で確認しており、本事例は当市だけでない共通の課題である。	uishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【法務省】 (1)戸籍法(昭22法224) (iv)戸籍事務の外部委託については、その一部を民間事業者に委託する場合に、同一施設内に市区町村職員が常駐しない形態での業務委託を可能とした事例を収集し、周知することが相当と考えられる事案について、法務局及び地方法務局並びに市区町村に令和4年度中に周知する。					
5【個人情報保護委員会(3) 【厚生労働省(43)】 個人情報の保護に関する法律(平15法57) 水道事業者(水道法(昭32法177)3条5項)が保有する水道の使用情報については、一定の 条件を満たす場合に内部利用又は他の行政機関等への提供が可能であることを明確化し、 水道事業者及び都道府県に令和4年度中に通知する。					

年	年別 管理 番号	分野	提案団体の属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な 調整結果(個票等)
R4	37	11_その他	一般市	北広島市	個人情報保護務省、出交通	B 地方 に対制緩和	保護に関する法律第27条	の固定資産評価補助員	等の書類を提出することは個人情報保護法に抵触しないことを明確化すること。	【支障事例】 市内に新築された家屋については、翌年度から固定資産税等を課税するために固定資産評価を行うことから、当該新築家屋に関する図面等の書類を入手する必要があるところであり、当該新築家屋の所有者に対して、地方税法第353条に基づき、当該新築家屋に関する図面等の書類の提出を求めている。しかしながら、施工業者から納税義務者へ図面等が数種類しか渡っていないことも少なくないため、施工業者に対しても、地方税法第353条に基づき、当該新築家屋に関する図面等の提出を求めているものの、地方税法と個人情報保護法の規定との兼ね合いが不明確であることから、施工業者が当市へ提出してよいものなのか、判断に時間を要することが多々あり、施工業者及び当市ともに苦慮している。【制度改正の必要性】納税義務者、施工業者及び当市との調整に多大な時間を要するほか、個人情報の取り扱いに関する同意書等の作成等に手間が生じているところであり、当市においては、家屋に係る固定資産評価年間400件程度のうち、十分な図面が揃っていないため施工業者に図面の提出を求めた事例が50件程度ある。納税義務者や施工業者の手続き負担の軽減及び地方税事務の効率化を図る必要があるところであり、支障事例の解消を早急に実施すべきと考える。また、図面の提供方法については、本件支障が生じていることも影響して、ほぼ全件において、紙媒体の複写をもって実施されているところであることから、本件支障の解消を実施することによって、PDFデータの提供等の電子的な手段等を用いること、いわゆるデジタル化を促進することも必要であると考える。	kekka.html
R4	38	11_その他		北広島市、宮城県、福島県、イ新潟県	総務省、法	に対する	法第73条の20の2、地方税法第 73条の24、地方税法第382条、	直接通知されることとされ	であって、かつ、同法第73条の20の2の規定に基づき当該市町村を包括する道府県の知事に通知するときには、土地については登記所が保有している固定資産評価額を、建物については登記所が保有している固定資産評価額及び建築年月日を追加すること。	令和元年地方分権改革に関する提案募集における「不動産取得税の課税資料として、登記所からの不動産登記情報の電子データ提供を可能にする」との提案を受けて、令和4年度税制改正にて、令和5年4月1日から、登記所から都道府県への登記済通知書の直接送付が行われることとなった。	
R4	39	11_その他	一般市	北広島市	総務省、法	B 地方に規制緩和	登記規則第247条	市町村長による法定相続情報一覧図の写しの交付の申出を可能とすること	る措置を可能とすること。	【制度改正の経緯】 土地又は家屋に係る固定資産税の納税義務者は、原則として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者であるが、当該所有者が賦課期日前に死亡している場合には、「現に所有している者」が納税義務者となる(地方税法第343条第2項後段)。 課税庁においては、「現に所有している者」(通常は相続人)を特定するための調査に多くの時間を要しており、迅速かつ適正な課税に不都合が生じているとから、当該所有者が死亡している場合における土地又は家屋を所有している者(現所有者)に対し、その氏名、住所等を申告させることについて、令和2年度の税制改正において、制度上位置づけられた。 【支障事例】 しかしながら、この申告については、「現に所有している者」として認定するために必要な情報を、当該固定資産を所有している者から直接得ることで、効率的に調査を行い、その認定を迅速に行うことができるようにするためのものであり、当該申告のみをもって納税義務者を認定するものではなく、当該申告内容が適正であるかを戸籍簿等で確認するなどにより、適切に判断すべきものである旨、総務省自治税務局固定資産税課から事務連絡が出ていることや、相続人等において、被相続人が固定資産を所有していることを把握していないことなどから、相続人等から申告がなされない事例が少なからず生じているのが実情であることからも、市町村が戸籍簿を確認するなどして、「現に所有している後前からの状況に大幅な改善が図られていない。 【制度改正の必要性】 市町村が戸籍簿を確認するなどして、「現に所有している者」を特定しているところ、法定相続情報一覧区の写しの交付を受けることが可能になれば、戸籍簿の請求事務や戸籍簿の内容確認事務を削減することができるなど、国及び地方を合わせて、国全体としての行政コストを最小化するという視点から、本件支障の解消を早急に実施すべきと考える。	kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
5【個人情報保護委員会(2)】【総務省(13)】【国土交通省(8)】 地方税法(昭25法226)及び個人情報の保護に関する法律(平15法57) 事業者等への協力要請(地方税法20条の11)又は固定資産税に関する調査に係る質問検査権(同法353条1項)に基づき、徴税吏員等が施工業者などの個人情報取扱事業者に納税義務者等の家屋の図面などの個人データ(個人情報の保護に関する法律16条3項)の提供を求めた場合の当該情報の提供については、個人情報の保護に関する法律27条1項1号に定める「法令に基づく場合」に該当することを明確化し、施工業者に令和5年中に文書で周知する。				URL	
5【総務省(12)(iii)】【法務省(3)】 地方税法(昭25法226) 固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知(73条の22)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和7年度までに予定している地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に伴って策定した標準仕様書(通知項目として固定資産評価額、建築年月日等を規定)により、電子データで出力することを可能とする。また、令和8年度に予定されている地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の更改に合わせて、当該システムを活用して電子的に通知することを可能とする。					

年	年別 管理 分野 番号	提案団体 の属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な 調整結果(個票等)
R4	40 08_消防•防災•安全	一般市	北広島市、船橋市	内閣府、総務省	B 地方 に対する 規制緩和	受害対策基本法第90条の2	要な住家被害認定調査	する目的であれば、固定資産課税台帳等の情報を利用することが可能であることを通知の発出や手引き等で明確化すること。	なり、原則として情報提供できないものとされている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html
R4	41 08_消防·防 災·安全	一般市	北広島市	内閣府	B 地方 に対する 規制緩和	後害対策基本法第90条の2	要な住家被害認定調査 において写真等の資料 のみで被害認定を行うこ とを可能とする対象の拡	ては、被災者等から提出された写真等の資料等を確認する方法による調査で被害が確認できれば、必ずしも臨場を要することなく、準半壊に至らない(一部損壊)以外の被害の程度についても被害認定することを可能とし、明確化すること等。	災害対策基本法第90条の2において「(略)住家の被害(略)の被害の状況を調査し」とされていることや、被害が軽微なものの取り扱いとして、明らかに「準半壊に至らない(一部損壊)」に該当する物件については、現地調査そのものを行わないことも考えられることが示されていることから、「明らかに「準半壊に至らない(一部損壊)」に該当する物件」以外の物件については、全棟、現地に臨場して住家被害認定調査を実施するものとしている。被害認定後でないと各種被災者生活再建支援制度の適用ができないものの、多数の住家を短時間で現地調査することは、現状、極めて困難であることから、被害認定に時間を要し、結果として復興が停滞するなどの支障が生じる。現在、公的な各種被災者生活再建支援制度の適用については、住家被害認定調査の結果を踏まえて発行される罹災証明書の被害認定区分に応じて行われることから、調査が迅速適正に行われない場合には、被災者生活再建支援全体に影響が生じる。なお、被災者自らが撮影した写真の提供や火災保険会社やマンション等管理会社等と被災住家の写真を共有するなどして、市町村が現地に臨場せずとも被害認定を行うことは技術的には可能であるほか、市町村への写真の提供を電子的な手段を用いて行うことで被害認定に関する事務の大幅な効率向上に寄与することが考えられる。	suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html
R4	42 09_土木•建築	一般市	山口市	土交通省	に対する 規制緩和 現 類 項 見 見 見 見 見 見 見 見 見 見 見 見 見 見 見 見 見 見	0条の10第1項第1号、第30条	めの住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大	る特別措置法等に基づく土地所有者探索等の最新の住所情報の調査を行う事務など、幅広く住民基本台帳ネットワークシステムを利用できるようにするための住民基本台帳法の改正を求める。 また、国の機関や他の市町村等から、所有者不明土地	また、国の機関や他の市町村等からの所有者の探索等に係る住民票の写しの公用請求が求められていることから、公用請求の対応に伴う事務負担が生じており、更に、事業者からの裁定申請等に住民票の写しの添付を求めていることにより、事業者の住民票の写しの申出に係る住民票発行業務が市町村側に発	suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等 URL	国の担当部局
5【内閣府(3)】【総務省(15)】 災害対策基本法(昭36法223) 罹災証明書の交付については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化を図るため、以下の措置を講ずる。 ・地方公共団体が固定資産課税台帳等の情報を内部利用することを可能とする。				
5【内閣府】 (3)災害対策基本法(昭36法223) 罹災証明書の交付については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化を図るため、以下の措置を講ずる。 ・「準半壊に至らない(一部損壊)」以外でも、住家の被害の程度の判定を的確に実施することが可能であれば、写真判定が可能であることを明確化し、写真判定の参考となる情報を示しつつ、地方公共団体に令和5年度の早期に通知する。				
5【総務省(16)(ii)】【法務省(9)】【農林水産省(7)】【国土交通省(20)】 住民基本台帳法(昭42法81) 以下に掲げる場合など、所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとする。 ・森林法(昭26法249)に基づき、市町村が林地台帳の作成に関する事務を処理する場合・農地法(昭27法229)に基づき、農業委員会が利用意向調査又は農地台帳の作成に関する事務を処理する場合及び市町村長が遊休農地に係る措置命令に関する事務を処理する場合・不動産登記法(平16法123)に基づき、登記官が地図作成事業に関する事務を処理する場合、登記官が職権で行う表示登記に関する事務を処理する場合及び法務局又は地方法務局の長が筆界特定制度に関する事務を処理する場合・農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101)に基づき、農業委員会が不確知共有者の探索に関する事務を処理する場合・森林経営管理法(平30法35)に基づき、市町村が経営管理権集積計画の作成、経営管理意向調査、不明森株共有者の探索、不明森林所有者の探索及び災害等防止措置命令に関する事務を処理する場合・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平30法49)に基づき、国の機関又は都道府県知事若しくは市町村長が土地所有者等探索に関する事務を処理する場合及び登記官が長期相続登記等未了土地の所有権の登記名義人になり得る者の探索に関する事務を処理する場合・表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令元法15)に基づき、登記官が表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令元法15)に基づき、登記官が表題部所有者不明土地の所有者等の探索に関する事務を処理する場合				

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な 調整結果(個票等)
R4	43	06_環境•衛生	市区長会	中核市市長会	経済産業省	B 地方 に対制緩和	電気事業法第2条第1項第5号 口、電気事業法施行規則第2条 及び第3条、自己託送に係る指 針(令和3年11月18日経済産業 省)、電気事業法に基づく経済 産業大臣の処分に係る審査基 準等(20210706資第1号)、地方 自治法第244条の2第3項	で定める密接な関係を有する者」の要件緩和	1項第5号ロの「経済産業省令で定める密接な関係を有する者」の範囲に原則含めるものとする。	自己託送を利用することができる者の範囲について、「自己託送に係る指針」では、発電設備の設置者及び経済産業省令で定める密接な関係を有する者としている。 地方公共団体が自己託送を利用しようとする場合、直営の施設であれば問題はないが、指定管理施設は上記の範囲に含まれるかが問題となる。前橋市では市有施設から排出される温室効果ガスの削減等を目的として、令和3年12月から清掃工場の余剰発電を活用した自己託送を開始したが、指定管理施設への託送可否について資源エネルギー庁に確認したところ、対象施設が指定管理施設であること、保安規定上の設置者名義が指定管理者であることを示すだけでは不十分であり、市と指定管理者とが「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に規定する、生産工程、資本関係、人的関係等において密接な関係にあることを示さなければ認めることは困難との回答であった。 指定管理者制度は、地方自治法第244条の2第3項に基づく行政運営手法であり、指定管理者が施設の維持・運営を行うとしても施設の処分に係る最終権者は当該地方公共団体にある。しかしながら、同庁の現行解釈では、同じ施設であっても制度を活用すると託送可否について施設ごとに上記のような関係性を示さなければならず、また、指定管理者ごとに判断が異なりかねないため、直営の施設と同様の発電エネルギーの有効活用や温室効果ガス削減策を講じることができなくなってしまう。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html
R4	44	11_その他	市区長会	中核市長会、平塚市	総務省、国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	第97条の3第1項	二輪の小型自動車に係る運輸支局への検査側を 報及び二輪の軽自動を に係る運輸支局への軽自動に は情報についての提 はを可能とすること	の軽自動車等」という。)については、運輸支局で検査・ 届出手続を行うこととなっている。当該検査、届出情報について、地方公共団体情報システム機構ASPサービスにて提供をしている軽自動車検査情報市区町村提供システムに類するシステムを構築することにより、市区町村へ電子データでの提供を可能とし、軽自動車税(種別割)(以下、「軽自動車税」という。)課税事務の円滑化を図る。		https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html
R4		08_消防• \$\\ \$\\ \$\' \$\' \$\' \$\' \$\' \$\' \$\' \$\'	市区長会	中核市市長会	内閣府			難行動支援に関する取 組指針(令和3年5月改 訂)における考え方およ	針」に基づく避難行動要支援者の個別避難計画の考え 方及び記載について見直しを求める。 取組指針P13、66、78で示された計画作成の優先度の高 い人から5年で個別避難計画の作成に取り組むという目 標設定について、持続可能な制度設計を目指す期間に 改める。 既存の仕組みや市町村の実情に応じた取組も推進する 指針とする。	現行の取組指針では「優先度の高い要支援者の個別避難計画を、概ね5年程度で取り組む」と示されているが、たとえ優先度で対象者を絞り込んだとしても、都市部の社会環境の実情から避難支援者名まで盛り込んだ計画作成は非常に困難である。現在作成ができている地域でも属人的や地域性の要素による場合が多く、持続性や発展性については担保されておらず、取り組みによって得られる成果に対して自治体、地域、福祉専門職の負担が大きすぎる状況になっている。	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等 URL	国の担当部局
5【経済産業省】 (4)電気事業法(昭39法170) 地方公共団体が自ら管理する施設と指定管理者(地方自治法244条の2第3項)に管理を行わせている施設の間の自己託送については、地方公共団体と指定管理者との密接な関係(2条1項5号ロ)を証明せずとも、指定管理施設の供給地点が明示されている協定書等を示すことにより可能であることを明確化し、一般送配電事業者及び地方公共団体に令和4年度中に周知する。				
5【総務省(12)(iv)】【国土交通省(7)】 地方税法(昭25法226) 二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車に係る軽自動車税申告手続については、令和7年中 にオンライン化する。				

年管番	別時号	分野	提案団体の属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な 調整結果(個票等)
R4 4	16 1	1_その他	その他	関西広域連合	内閣府	に対する 規制緩和	令和4年地方分権改革に関する提案募集要項(内閣府地方分権改革に関する提案募集要項(内閣府地方分権改革)、地方分権改革推進本部の設置について(平成25年4月5日内閣議決定)、地方分権改革(平成25年4月5日内閣市)、大臣(地方分権改革)、地方分権改革(平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定)	提案募集制度の見直し	提案募集方式について、分権型社会を実現するといった観点から、限定的な事務・権限の見直し等に留まることなく、関連する事務・権限を一括して移譲するなど「大括り」な分権改革を進める方策を検討すること。 なお、検討に当たっては、次の点に留意すること。 地方に事務・権限を委ねることによる特段の支障等を国が立証できない限り移譲・見直しを実行する方向で取組を進めること。 全国一律の事務・権限の移譲にこだわらず、提案団体を含め、希望する地方公共団体への選択的な移譲を積極的に進めること。 【支障事例の取り扱い】 地方分権の理念に沿った大きな議論を行うことができるよう、限定的な事務・権限の見直しの議論だけでなく、具体的な支障事例がなくとも課題を抽出して提案できるように、国からの事務・権限の移譲の受入体制を整備するという広域連合制度の趣旨に鑑み、国から関西広域連合への権限移譲の検討場では、具体的な支障事例が無くても関係所省へ検討要請を行うとともに、地方分権改革有識者会議において議論すること。 【広域連合への権限移譲の検討】「地方分権改革の総括と展望」(地方分権改革有識者会	提案募集方式は、地方分権改革を着実に推進していくために導入された制度であるが、近年、その多くは既存法制下における単なる事務の効率化・合理化に留まっている。 少子高齢化やデジタル化の進展など急速に時代が変化していくなかで、現在の国と地方の役割分担を改めて見つめ直し、住民ファーストの目線で具体的な支障事例の有無に関わらず提案でき、国と地方それぞれが担うべき役割とそれに見合った権限を論じることのできる制度に見直すことが必要。 【現行の提案募集制度の課題】 地方自治法では、「住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担する」と規定されているが、現行の提案募集方式では、具体的な支障事例を添えて提索することになっていること 関定的な事務・権限の見直しの議論に終始しており、国が本来する事務なのか、地方に委ねた方が良い事務なのか、地方に委ねた力が良い事務な事が、地方と対しており、地方となるで、記と制度改革が見込まれるが具体的な支障事例がない場合は、対象とならず、積極的な議論の場がないこと。 関度の革が見込まれるが具体的な支障事例がない場合は、対象とならず、積極的な議論の場がないこと。提案団体や地方側の代表者と主務大臣等の議論の場がないこと(地方分権改革有識者会議の議論の場が限定的)。また、審査に当たっては、広域連合長を含む地方の代表者から意見を述べる仕組みがないこと。現在の提案募集方式では、「移譲可」「移譲不可」の回答しかなく、例えば「実証的に移譲する」などの回答が得られず、柔軟性に欠けること 現在の提案募集方式では、「移譲可」「移譲不可」の回答とから意見を提出することは可能であるが、関係府省との調整が行えないこと関係所省の第2次回答において「提案内容と異なる措置」や「対応不可」とされた事案について、現在も提案団体から意見を提出することは可能であるが、関係所省と可答義務はないこと関係所省の第2次回答において、現行規定で対応可能であると主張された場合、法制度上の技本的な解決策を引き出せないこと。	
R4 4	47 0 名	3_医療•福止		塩泉、河町和美町市、町、町、町、町、町、町、町、町、町、町、町、町、町、町、町、町、町、町、	部科学省、厚生労働省	に対する 規制緩和	(平成26年政令第213号)第23 条及び第24条、子ども・子育て 支援法施行規則(平成26年内	る児童が市町村を跨ぐ住所異動をした場合における公定価格(施設型給付費)の日割り計算の簡素化	村に転居したものの、その児童が同一施設を継続利用する場合等における施設型給付費の日割り計算について、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(平成28年8月23日付け通知)第2の取扱とすることなく、「当該子どもに係る公定価格の算定方法告示により算定された各月の公定価格×利用開始日から又は利用終了日までの日数(土日祝含む。)・その月の日数(土日祝含む。)」とする。なお、本提案の措置が実現した場合でも、現在自治体向けFAQ(令和3年10月1日)No.419に記載の月割り	日割り計算の基礎となる日数については、幼稚園等教育標準時間認定施設は「20日」、保育所等保育認定施設は「25日」と定められているが、実際には月毎に施設の開所日数が変動し、必ずしも「20日」や「25日」とならないため、以下の支障が発生しており、市町村の負担が大きくなっている。 ①自治体間での日数調整事務が発生する。 ②調整が発生することから施設型給付費を計算するシステムでの画一的な計算ができない。	uishin/teianbosyu/2022/teianbosyu

対応方針(閣議決定)記載内容	具效の分片士弘(関議池守) 記載内容	措置の概要	冷 和 在		国の担当部局
対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	11 国の概要	資料等	URL	国心证当即问

年	年別 管理 番号	分野	提案団体 の属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な 調整結果(個票等)
R4	48 03	3_医療•福	一般市	岩見沢市	厚生労働省	に対する 規制緩和		材料(眼鏡)の給付基準の明確化	著しい支障がある場合」といった抽象的な基準を明確にするとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく補装具費の基準ではなく、生活保護受給者に真に必要とさ	【現行制度について】 生活保護法に基づく治療材料のうち眼鏡の給付方針については、必要最小限度の機能を有するものであり、障害者総合支援法の規定に基づく補装具の購入等を受けることができない場合で、治療等の一環としてそれを必要とする真にやむを得ない事由が認められるときに限ることとされており、そこには「日常生活に著しい支障がある場合」も含まれると解されている。また、その費用については、前述のとおり、障害者総合支援法の規定に基づく補装具の購入等を受けることができない場合に限られているにもかかわらず、障害者総合支援法で規定する補装具の支給基準額を限度に給付が認められている。【支障事例】 給付方針の「日常生活に著しい支障がある場合」について、主治医の給付要否意見書により判断しているが、抽象的な基準のため、主治医が何をもって日常生活に著しい支障があると判断しているのか、医師各々が同じ基準で判断しているのか、給付すべき必要の無い人にまで過剰に給付しているのではないかなどの疑念を抱いており、また当市の福祉事務所においても給付の要否について正しく判断を行うことが難しい。また、障害者総合支援法で規定する補装具は、身体障害者等の秩業その他日常生活の効率の向上を図ることを目的としたものであるため、当該障害の程度に該当しない生活保護受給者について、主治医より日常生活に著しい支障があるとの意見があった場合、現行の補装具費の支給基準額を限度として給付することが適正な給付であるかについて疑義が生じている。さらに、主治医が必要と認めた場合は補装具費の支給基準による額を限度として給付を決定することとなるが、取扱業者からは限度額での請求が多い状況であり、主治医が要すると認めた眼鏡の機能等について個別に判断することは難しく、必要最小限の機能を有する眼鏡には安価なものもある中で、障害者への支給を目的とした基準の限度額での請求が適正であるか否かの判断ができず、適正な治療材料の給付の支障となっている。	
R4	49 11	その他	中核市	八王子市	総務省	B 地方 に対まる 規制緩和		第1項に基づく「財政状 況の公表」の廃止	書類に関する情報などにより、団体間比較が可能な形での地方公共団体の財政状況の「見える化」が進んでいる	地方公共団体の財政状況の「見える化」は、経済財政諮問会議で取りまとめる「新経済・財政再生計画改革工程表」に基づき、財政状況資料集や統一的な基準に基づく財務書類に関する情報などの公表が推	kekka.html
R4	50 06 生	5_環境•衛	中核市	八王子市		に対する 規制緩和	平成18年3月31日環廃産発第 060331001号環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部産業	験研究について許可を 要しないとする規定を一 般廃棄物においても同様 の取扱いとすること	とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良などで試験研究を行う場合は、現在、環境省の通知により、産業廃棄物処理業等の許可は要しないものとなっている。	令和3年度に当市は、東京都が実施する紙おむつの資源化について協力を行った。この事業は、民間企業が主体となり、家庭から収集した紙おむつの資源化を図るものである。ここで、一般廃棄物の試験研究を企業などが実施する場合、産業廃棄物とは異なり業の許可を必要とする市町村もある。今回のケースでは陸送と鉄道により運搬を行ったため、当市及び積替えのための中継地や資源化施設の所在市町村の収集運搬等において許可の必要性を確認したところ、一部の自治体において許可が必要となる旨の回答があった。この場合、該当する市町村の許可を全て有する運搬業者がいなかったことから当該企業より相談を受け、当市の委託事業として実施した。しかし、この手法では事務的に煩雑で、時間的なロスもあり効率面で課題が残る。一般廃棄物の処理に関連した事業を企業体等が実施する場合には、こうした廃掃法の規定が新技術開発のための障壁となっている。	suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html
R4	51 09 築	2.土木•建	中核市	八王子市		に対する	(は)(ち)、建築基準法施行令	条の4への農林漁業を営	要となる農業施設について、建築基準法第48条第1項、第2項、第3項、第8項本則において第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、田園住居地域内(以下「本件用途地域」とい	庫やトイレ、休憩所のような一部施設(以下「本件施設」という。)については、市町村長の許可なく設置することが可能である。しかし、建築基準法の規定により、本件施設を本件用途地域内に設置することは不	kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【厚生労働省】 (23)生活保護法(昭25法144) (ii)医療扶助として給付される治療材料(15条2号)のうち、眼鏡の給付については、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ、医療扶助の適切な運用に資する措置を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【環境省】 (5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) (ii)「『規制改革・民間開放推進3か年計画』(平成17年3月25日閣議決定)において平成17年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について」(平18環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長)における、営利目的でない試験研究用途の場合において産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を不要であるとする旨については、市区町村がその趣旨を踏まえて、営利目的でない試験研究用途の場合における一般廃棄物の処理において同様の取扱いとすることを妨げるものではない旨を、地方公共団体に令和4年度中に周知する。		「『規制改革・民間開放推進3か年計画』(平成17年3月25日閣議決定)において平成17年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について」における、営利目的でない試験研究用途の場合において産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を不要であるとする旨については、市区町村がその趣旨を踏まえて、営利目的でない試験研究用途の場合における一般廃棄物の処理において同様の取扱いとすることを妨げるものではない旨を、地方公共団体に周知した。	【環境省】「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る周知について(令和4年12月22日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/202/2/r4fu_tsuchi.html	環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
5【国土交通省】 (6)建築基準法(昭25法201) (iii)農作業のために必要な休憩施設や便所については、農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの(別表2(ち))として、特定行政庁の許可(48条8項)を得ずに、田園住居地域において建築できることを明確化し、特定行政庁に令和4年度中に通知する。					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な 調整結果(個票等)
R	4 52	99_土木•舜	中核市	八王子市、新潟県	国土交通省	に対する	71条、民法第233条、道路構造	を道路管理者が切除でき	を 続きを進めると時間がかかるため、民法の改正に合わせ、道路区域に越境した竹木の枝を道路管理者が切除できるよう道路法で新たな規定を設けてほしい。	道路区域に越境している竹木について詳細な統計は行っていないが、年平均約50件が要望処理に記録った和通行を阻害している状況がある。また、共同提案団体では越境した竹木に自転車が衝突する人身事故も発生し、同様の事故は当市でも起こりえると推察される。越境樹木の切除について、道路法第 42 条第1項により道路の安全確保の為の行政指導を行っても改善されないケースが多く、土地所有者が死亡し相続人が不明の場合もある。まず、竹木の枝の切除については、民法第233条第1項で「隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の柄有者に、その枝を切除させることができる。」と規定されているが、申し入れを行っても切除しない場合、所有者に対し切除請求訴訟を提起して、請求容認判決を得たうえで、強制執行を申し立て、竹林所有者の費用負担で第三者に切除させることなり、解決までに時間がかかる。行政代執行法による行政代執行についても、同様に手続きに時間がかかることとなる。次に、道路法第42条で定められた維持修繕義務で、強風による枝折れ等のため事故が予測される場合など、緊急の必要がある場合には、道路管理者が樹木を伐採・撤去することが可能と考えられるが、先の民となの規定もあり、竹木の枝は樹木と一体物として相手方に所有権があるため、通常の道路維持管理のなかで切除はできないと考えられる。また、道路法第44条の3は道路法第71条第1項の特則として、一定の要件のもと、道路管理者自らが迅速な除去を認めることとしたものであるが、単に抽象的に道路の構造に損害を及ぼすおそれや交通に危険を及ぼすおそれがあるというだけでは法定の要件を充足しているとは認められない可能性があるため、道路法第44条の3に基づく措置を行うことは一定のリスクがあり適用することは難しいと考える。以上のことから、現行の法の中では切除までに時間がかかり市民に対し危険な状態が継続され、道路管理者としては竹木の枝が越境する都度、行政手続きが発生し負担が大きい。民法が改正(令和5年4月1日施行)され一定の条件の下で土地の所有者が境界線を越える竹木の枝の切除を行えるよう同様の規定を設けてほしい。	
R	4 53	11_その他	中核市	八王子市	総務省	に対する	の選挙等の執行経費の基準に 関する法律第8条の2	行経費の基準に関する	条の2で規定されたポスター掲示場に関する基準に保守管理にかかる費用の項目と地域特性を考慮する項目の追加を要望する。	国政選挙における執行経費は公職選挙法第263条により国庫負担とされているが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で規定された基準に基づき算出された基準額は、実際の執行額とは乖離があることから、歳出の全額が執行経費として認められるわけではなく、一般財源の負担が発生している。選挙によって負担額は異なるが、本来負担する必要のない一般財源の支出が発生することで、市の財政に負担をかけている。ポスター掲示場の基準額は市区町村別に板面の区画数で算出されていることから、作成・設置費を計上しているものと考えられる。広い市域に多数設置された掲示場を適切に管理するには保守管理委託が必要であるが、基準に保守管理の項目がないことから、執行額と基準額の間に大きな乖離が生じている。また、基準額の分類は区・市・町村の3分類となっているが、人口が多く市域の広い当市は山間部・農村部も抱えており、都内の区部周辺の市とは条件が大きく異なっている。現行の分類では条件の違いをカバーできず、執行額と基準額の間に大きな乖離が生じている。	uishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_
R	4 54	11_その他	中核市	八王子市	総務省	B 地方に規制緩和	地方自治法第242条	査請求制度における監	度において、監査委員が監査を実施しない場合の取扱いについて規定されたい。	住民監査請求制度とは地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、その監査と予防、是正などの措置を監査委員に請求する権能を住民に与える制度であり、地方自治法第242条に規定されている。 当該制度は、住民からの請求を受け付けた後、請求の要旨を議会及び長に通知し、その後、請求の内容が監査すべき要件を具備しているかを審査(以下、「要件審査」という。)し、具備していると監査委員が認めた場合には監査を実施し、当該請求に対する理由の存否により、請求人への通知、普通地方公共団体の議長、長等への勧告、公表等を行うこととしている。地方自治法第242条では、前述において、請求の内容が監査すべき要件を具備しているかを審査し、具備していないと監査委員が判断した場合の取扱いについては規定していない。しかし、現状では、要件を具備していない請求が多く、当市では平成17年度から令和2年度までの請求件数28件中要件を具備していない請求が20件で71.4%、東京都では265件中231件で87.2%を占めているが、当該請求の処理については、次のような支障が生じている。 ①要件審査においては、総務省からの実施方針等が示されていないことにより、各地方公共団体では、研修資料、書籍、他の地方公共団体へ問合せ、判例等に基づき審査を実施せざるを得ず、その判断に時間を要することから、監査期限が60日と制限がある中苦慮している。②法定の請求期間を経過しているなど要件を具備していない場合には、監査を行わず却下としているが、の場合の議長及び長への通知又は公表について規定がされていない。つまり、議長及び長に請求の要旨は通知しているが、却下の場合には通知する義務がないこととなり、そのため、各地方公共団体の対応が統一されていない。 ③要件を具備しないために監査を実施しない場合の規定がなく、当市では行政不服審査法第45条における不適法である場合の却下を準用し、通知には不実施という言葉を使用しているが、各地方公共団体によりその通知名等が異なり、統一されていない。以上のことから、要件審査における判断基準等や監査を行った場合又は請求に理由があると認め必要な措置を請ずべきことを勧告する場合には通知先や公表を規定しているのに対し、監査を実施しない場合の法整備等が不十分である。	etps://www.cao.go.jp/bunken- uishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_ ekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	国の	担当部局
対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	取於の別心刀可(格識伝化)記載的各	11 国の概要	具件等	URL	(中)中)

年管理	引埋を発	沙野 提案団体 の属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な 調整結果(個票等)
R4 55	5 03_医	一般市	天草市		に対する	国民健康保険法第57条の2、平成19年2月28日保国発第 0228001号「70歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付化に係る事務処理に関する留意事項について」、平成23年10月21日保発第1021号「健康保健法施行令等の一部を改正する政令の施行について」	る窓口負担の軽減	複数の医療機関にかかり、合算して自己負担限度額を超える場合は、窓口での支払いを限度額までにとどめる措置を求める。	【現行制度について】 国民健康保険法における高額療養費制度において、同一月の窓口負担が自己負担限度額を超える場合は、事前に限度額適用認定証の交付申請を行い、認定証を見せることで窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることが可能であるが、同一月に複数の医療機関にかかる場合は、医療機関ごとに自己負担限度額まで一旦支払う必要がある。 【具体的な支障事例】 限度額適用認定証を持った被保険者から「認定証と、別の医療機関で自己負担限度額を負担した領収書を提示したが、現物給付の場合、複数の医療機関の額を合算することはできないと断られた。そのため、一度自己負担額まで支払い、事後に申請し、現金給付として高額療養費を受け取った。」との声があった。 【制度改正の必要性】 医療の高度化及び国保被保険者の高齢化に伴い一人当たり医療費が年々増加している状況(国保分平成18年度21.8万円→令和2年度35.8万円)では、被保険者の一時的な負担も増加が生じている。しかしながら日本経済の先行きは、ウクライナ情勢等を受けた資源価格上昇による影響が続くことが見込まれる中では、国民の医療費の一時的な負担を軽減させ、疾病の早期発見、早期治療につなげる必要があると考える。高額療養費支給申請手続きの簡素化に係る年齢制限撤廃により、国民健康保険法施行規則第27条の17の規定に基づき簡素化を導入し、自治体の支給事務も効率化を図っているが、国保被保険者の高齢化率の上昇とともに、高額療養費の支給件数、金額は、コロナ禍前までは増加の一途である。高額な医療の提供を受ける被保険者の医療費の負担が加重となっている。	
R4 56	6 03_医	· 福施行時特例市	茨木市	庁、厚生労	に対する	の推進等に関する法律第11条、1身体障害者福祉法第15条、精	請に係る医師の意見書や診断書等の電子的方法での提出を可能とすることによる行政手続のオンライン化	意見書や診断書等について、従来の紙媒体による提出に加え、電子的方法による提出を可能とする。 具体的な方法は、①若しくは②のいずれかを想定。 ①診断書・意見書等の内容を、医療機関が定型の電子フォームに入力、送信することを可能とする。 ②紙の診断書・意見書等をPDF等の電子データで送信することを可能にする。 上記と併せて、エクセル等による全国統一の電子ファイルまたは入力フォームをお示しいただきたい。	行政手続に係る添付資料の省略については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に規定があるが、これには医師の診断書・意見書等は含まれず、障害福祉分野等における行政手続のオンライン化が進まない。そのため、以下のような事務において障害者は医師のもとへ意見書等を取りに行く必要があり、行政手続きのオンライン化のメリットを享受できていない。 【具体的事務】 都道府県への進達を要する事務…身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院、更生医療、特別児童扶養手当制度(中でも自立支援医療(精神通院)は対象者の多い障害福祉制度である。) 市町村完結事務…障害福祉サービス介護給付費に係る障害者支援区分認定(介護保険要介護認定も類似事務)、障害児福祉手当、特別障害者手当制度(中でも障害支援区分認定事務は対象者の多い障害福祉制度である。) 市町村における行政手続のオンライン化が進まない背景の一つとして、市町村から都道府県への進達を要する事務において、都道府県側のオンライン事務体制が整っていないことが挙げられ、市町村だけがオンライン申請に対応しても効果が得られない。そのため、市町村だけではなく都道府県も含めて電子データで申請書および医師の意見書等の添付書類を受けられる一体的な環境整備が必要であるが、上記事務の添付書類の電子的方法による提出がその端緒となることを期待して、本件提案に至った。	suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	国の担当部局
(DEX + (C401) 2007)				URL
5【デジタル庁(4)】【厚生労働省(91)】				
身体障害者福祉法(昭24法283)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭39法134)、介護保険法(平9法123)、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平14法151)、民間事業者等が行う書面				
5【デジタル庁(4)】【厚生労働省(21)】 身体障害者福祉法(昭24法283)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法 123)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭39法134)、介護保険法(平9法123)、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平14法151)、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平16法149)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)において検討することとされている医師の診断書や意見書の提出に係る手続等については、行政手続のオンライン化に向けた取組の実施状況を踏まえて、オンライン化に向けて検討を行い、その結果に基づいて令和7年までに必要な措置を講ずる。				
診断書や意見書の提出に係る手続等については、行政手続のオンライン化に向けた取組の実施状況を踏まえて、オンライン化に向けて検討を行い、その結果に基づいて令和7年までに必要な措置を講ずる。				
1				

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な 調整結果(個票等)
R4	57	08_消防・防災・安全		方 定 方、 法 名 川町	内閣府	に対する	「避難行動要支援者の避難行動	組指針(令和3年5月改 訂)における考え方およ	針」に基づく避難行動要支援者の個別避難計画の考え 方及び記載について見直しを求める。 取組指針P13、66、78で示された計画作成の優先度の高 い人から5年で個別避難計画の作成に取り組むという目 標設定について、持続可能な制度設計を目指す期間に 改める。 既存の仕組みや市町村の実情に応じた取組も推進する 指針とする。	現在作成ができている地域でも属人的や地域性の要素による場合が多く、持続性や発展性については担保されておらず、取り組みによって得られる成果にたいして自治体、地域、福祉専門職の負担が大きすぎる状況になっている。	
R4	58	10_運輸•交通	都道府県 香県知	:川県、徳島、、愛媛県、高川県	国土交通省		卜導入要綱	プレートの普及促進計画 及び普及促進活動報告 並びに寄付金の活用方	及促進活動報告の提出が、協議会に対して寄付金の活用方針等の提出が義務付けられることとなったが、当該計画等の提出の義務付け廃止を求める。	【現行制度】 令和4年4月の地方版図柄入りナンバープレート導入要綱の改正により、地方版図柄入りナンバープレートの導入地域を構成する地方公共団体に対し、毎年4月末までに、普及促進計画及び前年度の普及促進活動報告を作成して国土交通省に提出することが義務付けられた。普及促進計画には普及率や総申込件数等の目標や普及促進の取組予定について、普及促進活動報告には目標達成状況や普及促進活動の取組状況について記載することとなっている。また、対象地域毎に設置している協議会に対し、寄付金の活用方針等を決定の上、国土交通省に提出することが義務付けられた。寄付金の活用方針等には協議会の構成や具体的な使途等について記載することとなっている。 【支障】 本来、地方版図柄入りナンバープレートは住民個人が自由に選択できる事柄であって、普及率等の数値目標を設定し、その達成を目指すことはなじまない性質のものであると考える。また、自動車登録制度は国土交通省地方運輸局の所掌事務であって、その責任は国が負うべきものであるにもかかわらず、地方に義務付けがなされ、計画・報告の作成や普及促進の取組に係る新たな事務が生じるとともに、その財源措置もないため新たな財政負担が生じる。 寄付金の活用方針等についても、地方版図柄入りナンバープレートの寄付金は、配分される寄付金額や地域の実情を踏まえて協議会で議論し、その活用方法を決定することとなっており、改めて一律に活用方針を作成する必要はないと考えられる。 さらに、今回の義務付けを伴う制度改正は、地方版図柄入りナンバープレート導入後の後付けであるにもかかわらず、事前に説明会はなされたものの、地方の意向が反映される機会のないまま義務付けされているなど、改正のプロセスも不十分であったと考える。	
R4	59	03_医療•福祉	都道府県 山	梨県	厚生労働省	に対する	難病の患者に対する医療等に 関する法律第5条、児童福祉法 第19条の2		法に基づく医療費助成制度における指定医療機関制度の廃止	難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)第5条第1項において、医療費支給認定の対象は都道府県知事が指定する指定医療機関が行う医療に限定されている。また、難病法第14条第2項、第3項では指定医療機関の欠格事由について規定されているが、当県では、申請書裏面に指定医療機関の欠格事由における条項を記載し、それらに該当しないことの誓約として署名を行わせているのみであり、基本的に保健医療機関又は保険薬局等から申請があれば指定されるのが現状である。また、難病法制定当時に比べ、医療機関の医療資源も充実してきており、難病患者の治療が可能な医療機関が増えているといった状況も踏まえると、指定医療機関制度は難病医療の質の担保にあまり寄与していない一方で、記載事項の確認、指定書の作成、通知書の発送、指定医療機関一覧の修正など指定医療機関に係る各般の事務手続は、1件あたり1~2時間の事務作業を要する。当県ではこれらの事務手続を年間約600件処理しており、県の業務が圧迫されるとともに、医療機関においても指定を受けるための申請行為が負担となっている。なお、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療制度における指定医療機関制度についても同様に、実態として基本的に申請があれば指定される現状であり、指定医療機関制度は、医療の質の担保という目的に対し、大きな事務負担が生じているにも関わらず、効果は乏しいものとなっている。	suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_
R4	60	03_医療•福祉	都道府県 山	梨県	務省	に対する	財政法(昭和22年法律第34号) 第42条、令和4年度子ども・子育 て支援事業費補助金交付要綱	付を受けたまま繰越処理	とすること。	国庫補助金等(※)の繰越事務については、市町村や県が概算交付を受けたままの状態で繰越を行うことが出来ない。このため、概算払額返還のための処理が必要であるが、その事務が複雑かつ重く、年度末の多忙を極める時期に処理をしなければならないため、非常に負担となっている。 ※子ども・子育て支援事業費補助金(内閣府)、ほか各種補助金	
R4	61	03_医療•福祉	都道府県 山	1梨県	内閣府、厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和		LGWAN経由の共通システムにおける経由事務や事務委任の廃止	委任の廃止	補助金・交付金等(※)の交付申請や実績報告等の業務については、経由事務等の軽減や省略が可能と考える。(補助金等の交付申請書式に関して、現状、詳細な記入要領が定められていない場合がほとんどであり、国から都道府県、都道府県から市町村へ事務連絡を行い、交付申請書や実績報告書等を市町村等が作成する中で、交付申請書別表の記入欄の名称や過去の書類を参考に、手探りで記載を行わなければならず、理解の相違が発生し、申請書の補正に多大な時間を要することとなり、国・都道府県・市区町村すべての組織で効率が大幅に低下している。) 【例】 子ども・子育て支援事業費補助金(内閣府)、子育て世帯生活支援特別給付金(厚生労働省)	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【国土交通省】 (12)道路運送車両法(昭26法185) 「地方版図柄入りナンバープレート導入要綱」(令4国土交通省自動車局自動車情報課)において導入地域等が作成することとされている普及促進計画及び普及促進活動報告については、導入地域等の事務負担を軽減するため、令和4年度中に同要綱を改正し、以下の措置を講ずる。 ・普及促進計画の提出については、毎年度提出を求めているものを地方版図柄入りナンバープレートの導入時及び交付期間(5年間)の更新時に限ることとする。 ・普及促進計画及び普及促進活動報告の様式については、簡素化することとし、記載例と併せて、導入地域等に周知する。					
・晋及促進計画の提出については、毎年度提出を求めているものを地方版図柄入りナンバープレートの導入時及び交付期間(5年間)の更新時に限ることとする。 ・普及促進計画及び普及促進活動報告の様式については、簡素化することとし、記載例と併せて、導入地域等に周知する。					
5【厚生労働省】 (7)児童福祉法(昭22法164)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)					
5【厚生労働省】 (7)児童福祉法(昭22法164)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定小児慢性特定疾病医療機関及び指定医療機関の指定(児童福祉法19条の9及び難病 の患者に対する医療等に関する法律14条)等に関する事務については、地方公共団体の事 務負担を軽減するため、手続の簡素化等について検討し、令和5年中に結論を得る。その結 果に基づいて必要な措置を講ずる。					

年	年別管理番号	分野	提案団体 の属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な 調整結果(個票等)
R4	62	11_その他	都道府県	神奈川県	総務省	B 地方に規制をおります。 B 地方の利利を利用を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	行政書士法第14条の5	士等に対して懲戒処分を 行った旨の公告の規定 に係るその方法の例示化	ければならないこととされている。この公告の方法を例示化し、都道府県の判断で適切な方法により公告をすることが可能となるよう、行政書士法の改正により措置することを求める。また、公告の方法の例示化に当たっては、近年のインターネットの普及を踏まえ、インターネットの利用を例示として挙げることを求める。	行政書士法第14条の5の規定による都道府県知事が行政書士等に対して懲戒処分を行った旨の公告については、都道府県の公報をもって公告しなければならないこととされている。	kekka.html
R4	63	05_教育•文化		神奈川県、新潟県、静岡県	文部科学省	に対する	職業実践専門課程の認定に関	認定する専修学校の専	推薦について、都道府県からの推薦を要せず、文部科学省が私立専修学校より、直接申請を受け付けるよう見直しを求める。	【現行制度について】「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(平成25年文部科学省告示第133号)」に基づく職業実践専門課程の認定に関して、『「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する実施要項』において、私立の専修学校にあっては都道府県知事から文部科学大臣に対し推薦及び届出を行うことされている。【支障事例及び制度改正の必要性】職業実践専門課程として文部科学大臣が認定するための要件は、実施要項、記入要項等において明確に示されており、都道府県知事が推薦をするしないといった裁量がなく、都道府県知事から推薦を行う意義は乏しい。一方、都道府県知事から推薦を行うこととされているため、実質的に都道府県において、各私立専修学校より提出された申請書の事前審査を行う必要がある。また、申請に係る私立専修学校からの問合せや推薦後の文部科学省からの補正についても、都道府県を経由して行われているが、都道府県に実施要項等の解釈権限がないことから、その都度、文部科学省に問合せを要するなど、相当の事務量となっている。 【支障の解決策】 「推薦」については、都道府県を経由することの意義が乏しいことから、文部科学省が直接申請を受け付けるよう見直しを求める。一方、学校名・学科名の名称変更等に係る「届出」については、所管庁を経由することで、届出漏れを防げるなど、有意性があることから、見直しを求めない。	
R4	64	05_教育•文化		神奈川県、新潟県、静岡県		に対する	促進プログラムの認定に関する	ムとして認定する専修学 校の専門課程の推薦の	について、都道府県からの推薦を要せず、文部科学省が私立専修学校より、直接申請を受け付けるよう見直しを求める。	【現行制度について】「専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程(平成30年文部科学省告示第170号)」に基づくキャリア形成促進プログラムの認定に関して、『「専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程」に関する実施要項』において、私立の専修学校にあっては都道府県知事から文部科学大臣に対し推薦及び届出を行うこととされている。 【支障事例及び制度改正の必要性】 キャリア形成促進プログラムとして文部科学大臣が認定するための要件は、実施要項、記入要項等において明確に示されており、都道府県知事が推薦をするしないといった裁量がなく、都道府県知事から推薦を行う意義は乏しい。一方、都道府県知事から推薦を行うこととされているため、実質的に都道府県において、各私立専修学校より提出された申請書の事前審査を行う必要がある。また、申請に係る私立専修学校からの問合せや推薦後の文部科学省からの補正についても、都道府県を経由して行われているが、都道府県に実施要項等の解釈権限がないことから、その都度、文部科学省に問合せを要するなど、相当の事務量となっている。 【支障の解決策】 「推薦」については、都道府県を経由することの意義が乏しいことから、文部科学省が直接申請を受け付けるよう見直しを求める。一方、学校名・学科名の名称変更等に係る「届出」については、所管庁を経由することで、届出漏れを防げるなど、有意性があることから、見直しを求めない。	

対応方針(閣議決定)記載内容	目,级办址内十分[/图类为内)	世界の極重	ングス 小小 位 士		団の担火効豆
対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【文部科学省】 (22) 専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程					
(22) 専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程 職業実践専門課程(2条)として認定する専修学校の専門課程に係る都道府県知事等の推薦 手続については、推薦時における認定要件等に係る質問や不明点等の問合せは都道府県等 を経由せずに文部科学省において直接対応するなど、都道府県等の事務負担を軽減する方 策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
を経田せずに又部科学省において直接対応するなど、都連府県等の事務負担を軽減する方 策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【文部科学省】(23) 再修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する担保					
5【文部科学省】 (23) 専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程 キャリア形成促進プログラム(2条)として認定する専修学校の専門課程又は特別の課程に係 る都道府県知事等の推薦手続については、推薦時における認定要件等に係る質問や不明点 等の問合せは都道府県等を経由せずに文部科学省において直接対応するなど、都道府県等 の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要 な措置を講ずる。					
の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					

左	年別 管理 番号	分野	提案団体の属性	提案 団体	系府省 拼	案 分 根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な 調整結果(個票等)
R	4 65	03_医療•福祉	都道府県	厚生	に対	を方する る自治体事務マニュアル」(厚 省社会・援護局)	孫一部の簡素化	自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」(厚労省社会・援護局)では、事業者からの申請の際に、次の添付書類を求めている。 (ア)就労訓練事業を行う者の登記事項証明書	業者が見つかったとしても、事業者に認定申請の手続を説明すると、面倒そうだと申請に難色を示す事業者がおり、申請の負担が事業の利用拡大の妨げとなっている。また、特に事業の運営体制に関する書類については、記載方法が分からないと事業者からの質問が多く、当県としても、この書類がなくとも、申請書に責任者と担当者が明記されていれば、実務上は足りると考える。	suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu
R	4 66	03_医療•裕	都道府県	神奈川県厚生	に対	地方する 保健師助産師看護師法施行	規 都道府県知事が行う准利護師試験の告示の規定に係る公表方法の例示化	の他適切な方法によっても公表をすることが可能となるよう、保健師助産師看護師法施行規則の改正により措置することを求める。 また、公表方法の例示化に当たっては、近年のインターネットの普及を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第22条第4項に倣ってインターネットの利用を例示として挙げることを求める。	【現行制度について】 保健師助産師看護師法第18条の規定により都道府県知事が行うこととされている准看護師試験については、同法施行規則第19条の規定により、当該試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限を、あらかじめ都道府県の公報で告示しなければならないこととされている。 【支障事例】 都道府県の公報はかつては唯一ともいえる有力な公表媒体であったが、近年のインターネットの普及に見られる社会環境の変化に伴い、住民等に対する周知効果の点で、公報よりインターネットの利用による公表に優位性が認められる。また、公報登載に当たっては、入稿、校正、印刷、配布などの事務が生じるとともに、これらの事務の処理に必要な人件費、印刷費、配送費などの費用も生じており、事務負担や費用負担の点でも、公報よりインターネットの利用による公表に優位性が認められる。当県では、保健師助産師看護師法施行規則第19条の規定により公報による告示が義務付けられているため、公報登載を行っているが、より効果的に周知を行うためインターネットの利用による公表も重ねて行っており、事務の二重負担が生じている。 【制度改正の必要性】 本件告示は、法律的効果の生じない単なる事実行為としての性質を有する告示であり、文書をもって一定の事項を住民に周知するためのものであると考えられる。公報による告示を義務付けている保健師助産師看護師法施行規則第19条の規定は、上記のような本件告示の性質を踏まえたとき、現在の社会環境下において、目的を達成するための手段として最適とは言い難い。また、都道府県の事務に関し、告示の方法を義務付けている同条の規定は、都道府県の判断で適切な方法により試験に関する公表をすることを妨げている。したがって、より効果的かつ効率的に住民等に対する周知を行うことができるよう制度改正が必要である。	kekka.html
R	4 67	03_医療· 补 祉	a 都道府県	神奈川県、相模総務原市生労	働省に対	する て」の一部改正について(平原 緩和 21年3月2日付け厚生労働省 政局指導課長通知)、救急救	て定められているエピネ 医 フリン投与の要件緩和と 救急車へのエピペン(自 己注射が可能なエピネン	け厚生省健康政策局指導課長通知)」を改正し、エピネフリンによる処置の対象となる重度傷病者が、あらかじめ自己注射が可能なエピネフリン製剤を交付されていなくとも救急車に登載した当該製剤を用いて投与が可能となる	【現行制度について】平成24年12月に学校施設内で食物アレルギーによる児童の死亡事故が発生し、アナフィラキシーショック発症時におけるプレホスピタルケアの充実が課題となっている。現在、救急救命処置の範囲は、厚生省健康政策局指導課長通知において定められており、処置の対象となる重度傷病者があらかじめ自己注射が可能なエピネフリン製剤を交付されていることが規定されている。この規定により、救急救命士がアナフィラキシーショックを発症した重度傷病者に対し行うことができる処置は、あらかじめ本人に自己注射が可能なエピネフリン製剤が交付されている場合に、本人の所持している自己注射が可能なエピネフリン製剤に限って使用することができることとなっている。アナフィラキシーショックの状態にある重度傷病者が常に自己注射が可能なエピネフリン製剤を所持しているとは限らず、例えば常時自己注射が可能なエピネフリン製剤を携行することが困難な子どもや、既に交付された自己注射が可能なエピネフリン製剤を使いきってしまった重度傷病者については、自己注射が可能なエピネフリン製剤の投与ができず、適切な救急救命処置の実施に支障が生じている。	suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【厚生労働省】 (51)生活困窮者自立支援法(平25法105) 生活困窮者就労訓練事業の認定の申請に係る添付書類については、申請者及び地方公共団体の負担軽減の観点から、一部を不要とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【厚生労働省】 (15)保健師助産師看護師法(昭23法203) 准看護師試験の施行場所等の告示(施行規則19条)については、医道審議会保健師助産師看護師分科会での議論を踏まえつつ、試験を実施する都道府県の判断により、公報のほか、インターネットの利用その他の適切な方法により行うことの可否について検討し、令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【総務省(20)】【厚生労働省(38)】 救急救命士法(平3法36) アナフィラキシーショックの状態にある重度傷病者に係る救急救命処置の範囲の拡大については、以下のとおりとする。 ・救急医療の現場における、医療関係職種の在り方に関する検討会での議論等を踏まえ、国家戦略特別区域における先行的な実証の実施について検討し、令和4年度中に結論を得る。・当該結論等を踏まえ、救急救命処置における、エピネフリン製剤によるエピネフリンの投与の対象拡大について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					

年	年別 管理 分野 番号		提案団体の属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な 調整結果(個票等)
R4	68 05_教育化	育•文	都道府県 神	申奈川県	文部科学省	に対する	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第14条	要数報告期限までの適切な事務処理期間の確	十分な教科書調査研究期間及び需要数報告の事務処理期間の確保のため、需要数報告期限について現行より余裕を持って設定する。	【現行制度について】 義務教育諸学校用教科書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第14条の規定により、市町村教育委員会等は、翌年度に使用する教科用図書を8月31日までに採択し、「教科書の発行に関する臨時措置法施行規則」第14条の規定により、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会等からの需要数報告を受け、教科書需要集計一覧表を9月16日までに報告するというのが法の趣旨である。 【制度改正の必要性】 しかし、当県において需要数報告に当たっては、市町村立小・中学校、私立学校、県立特別支援学校、県立高校、計約1600もの学校から提出される書類の受領、確認、集計作業を行っているが、とりまとめるのに1か月を要している。特に確認作業については各機関の採択状況の確認や過去の報告内容と突合し、内容に誤りがないか確認する作業等も行っており、確認作業だけでも多への時間を要している。さらに、実態としては、確認作業において、時間をかけ多くの補正を行っている実情もあり、実際には採択時期から需要数報告期限までの期間内に遺漏なく事務処理を行うことは困難であるため、各機関から県教育委員会に対する需要数報告の期限を、法律が定める採択時期よりも先に設定している。 【支障事例】現行のスケジュールでは8月中旬までの県への需要数報告に当たり、多くの市町村等は実質5月頃から月までの間に調査研究、教育委員会を2回程度、審議会を3回程度、その他教科書展示会や市民・保護者意見の集約、採択等を行っており、スケジュールはかなり逼迫している。また、各機関における採択日から県への需要数報告までの期間も短くなるため、採択に係る調査研究期間の確保とともに、需要数報告の事務処理期間の確保も厳しい状況である。なお、令和2年度の教科書採択状況調査によると、全都道府県の約75%が当県同様8月31日までに都道府県への需要数報告期限を設定していることから、多くの都道府県が同様に苦慮しているものと考えられる。	
R4	69 05_教育化	育·文	_	申奈川県、福島 県、岐阜県	文部科学省	B 地方 に対する 規制緩和	教育支援体制整備事業費補助金交付要綱	費補助金に係る内示日	われている内示のさらなる早期化、予算が成立した際の 見込みであることを前提に、内々示等の交付見込みにつ いて早期の情報提供を求める。	当該補助金については、年度末の内示により初めて予算額が示されることから、自治体は、想定の配置計画で採用事務を実施するか、内示後の短期間で人材を探さなければならないため、4月の配置ができないなどの支障がある。 【会計年度任用職員としての任用手続きへの支障】スクールカウンセラー等の非常勤職員は、令和2年度から会計年度任用職員に位置付けられており、公募により採用選考を実施することが原則となっている。当県の事務例を示すと、翌年4月から配置するため、9月に募集、11月に採用面接、翌年1月に合格発表を実施している。また、翌年3月上旬には、勤務時間数を配置先に連絡し、4月当初には、採用者に対して雇用契約書である採用書を交付している。しかし、内示が年度末であるため、仮に内示額が想定を下回った場合には、緊急に一人ひとりの勤務時間数を減じて対応しなければならない恐れがある。 【内示状況】 (事業年度):(内示日)令和4年度:令和4年3月24日、令和3年度:令和3年3月31日、令和2年度:令和2年3月31日、令和元年度:平成31年3月29日、平成30年度:平成30年3月30日、平成29年度:平成29年3月29日	
R4	70 09 ₋ 土z 築	木•建 -	一般市	公原市	国土交通省	A 権限 移譲		画区域の整備、保全の方針の決定権限の移譲		当市が市街化区域へ編入を希望している区域であっても、都道府県が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。	
R4	71 03_医病	療•福	指定都市口	太島市、広島県		に対する規制緩和	関する法律第5条第2項第一	分認定に当たっての税制 上の申告をしていない者 の取扱いの見直し	上限月額の認定に際して、各市町村が税制上の申告を不要としている者であれば、申告した上で非課税の証明書を取得するよう求めることを改め、地方公共団体の判断により、その者を非課税として取り扱って差し支えないという運用を可能とするよう、あるいは、本人から申立書等を徴することをもって非課税として取り扱って差し支え	「難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)」における特定医療費の支給認定を行う際、併せて行う患者本人の負担上限月額の認定に際して、「特定医療費支給認定実施要綱(「特定医療費の支給認定について」(平成26年12月3日健発1203第1号厚生労働省健康局長通知)の別紙)」において、「非課税であることから税制上の申告をしておらず、課税・非課税の確認がとれない者については、原則として、申告した上で非課税の証明書を取得するよう求め、その証明書を提出させるものとする。なお、非課税であることが確認できなければ、所得区分を『⑥上位所得』として取り扱うこと」と規定されている。一方、当市においては、市民税が非課税となる者については、地方税法第317条の2及び当市市税条例により、税制上の申告を不要とする取扱いとしており、非課税であるため税制上の申告をしていない者に対して、難病法における特定医療費の支給認定手続のためだけに、税制上の申告を行うよう依頼しなければならないため、市民から多くの苦情が寄せられている。さらに、更新申請の際も同様に、税制上の申告をしていない者に対して、改めて税制上の申告を依頼しているが、そのケースは年間100件以上(令和3年度実績)にも上っており、難病を抱えた多くの方に課税担当窓口に来庁して申告を行ってもらう負担が生じている。そのため、介護保険の負担割合の判定における未申告者の取扱いと同様に、未申告者である場合は非課税として取り扱うことを可能とする、あるいは、収入の状況が非課税となる程度である旨の申立書を徴することをもって非課税として取り扱うことを可能とすれば、支障は解決すると考えられる。	suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【文部科学省】 (4)教科書の発行に関する臨時措置法(昭23法132) 地方公共団体が行う教科書の採択・需要数報告に係る事務については、当該事務の効率化 など地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結 果に基づいて必要な措置を講ずる。					
果に基づいて必要な措置を講する。					
5【厚生労働省】 (52)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 特定医療費の支給(5条2項)に係る自己負担限度額の認定については、市町村の条例に基 づき地方税法(昭25法226)上の申告義務を免除している者であることが、申請者の申立書等 により確認できた場合には、当該申請者を市町村民税非課税者として取り扱うことを可能とす ることについて検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
ることについて検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案 団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な 調整結果(個票等)
R4		08_消防•阝 災•安全	指定都市	広島市	総務省	に対する 規制緩和	令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について(令和3年1月26日総務省自治財政局財務調査課長通知)	公共施設等総合管理計画の見直し時期の弾力化	のではなく、地方公共団体の判断により柔軟に見直しを行うことを可能とすることを求める。		kekka.html
R4	73	02_農業•島 地	農 都道府県	岡山県、宮城 県、中国地方知 事会	農林水産省	に対する	住等及び地域間交流の促進に	係る調査等を都道府県を	せず、市町村や民間事業者等の事業を直接補助するものについては、その要望量調査等も、県を経由せず、国が直接実施するよう求める。	農山漁村振興交付金のうち、国が直接補助する事業に係る要望量調査や整備した施設の利用実績調査については、実施要領や交付要綱等に都道府県を経由する旨の記載がないにも関わらず、運用として国から都道府県に調査依頼がきている。交付金を申請するために必要な農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第5条に基づく活性化計画の策定等は県を経由していないため、都道府県では事業の詳細を把握していない。要望量調査等に関する市町村からの問合せに不明点がある際は国に問合せをしており、業務が煩雑となっている。	suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_
R4	74	06_環境•復生	都道府県	岡山県	環境省	に対する 規制緩和	湖沼水質保全基本方針第2の1 ②、③及び④、水質汚濁に係る 環境基準の達成期間の取扱い について(昭和60年6月12日環 水管126号)第1の2	に定める湖沼水質保全 計画の策定に関する基	て」第1の2について、湖沼の暫定目標を「おおむね5年ごとに必要な見直しを行う」という記載の削除を求める。 併せて、湖沼水質保全計画の策定に関する基本的事項 (湖沼水質保全基本方針第2の1)について、②汚濁負荷量の推計等について「可能な限り~的確に把握す	当県では、湖沼水質保全特別措置法及び湖沼水質保全基本方針に基づき、指定湖沼である児島湖について、昭和61年から5年ごとに汚濁負荷量の推計や水質予測を行い、湖沼水質保全計画を策定している。これまで、7期35年にわたり汚濁負荷対策を実施してきた結果、将来においても汚濁負荷量が大幅に削減される見込みはなく、各種対策による水質改善効果に比べて、気象条件の違いによる水質変動が相対的に大きくなっており、5年ごとに将来の汚濁負荷量を推計して水質への影響を予測することの必要性は低下している。一方で、5年ごとに計画の進捗状況の評価や効果の検証を行うこと、計画の見直しのために汚濁負荷発生源の把握や水質保全効果のある水循環回復・生態系保全に係る対策の検討を行うことは、予算等の負担が大きい。	suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_
R4	75	03_医療· à		名古屋市、札幌 市、仙台市、横 市、川崎市、川崎市、 相模原市、新京 市、静岡市、 市、大阪市市 高山市、熊本市		A 権限移譲	新型インフルエンザ等対策特別 措置法第24条、第31条の6、第 45条	新型インフルエンザ等対 策特別措置法における 休業要請等の権限の都 道府県から指定都市へ の移譲	に移譲できるようにすること。	都市部においては感染拡大のスピードが早いため、特に機動的かつ柔軟な対応が求められるところであるが、クラスターの発生など感染拡大が懸念される業種・施設に対する閉館等について、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6において民間の事業者への休業要請等は都道府県知事の権限とされているため、市有施設等については市で対応可能だが、民間の類似業種・施設等に対しては、市から要請できず、市有施設と一律に感染拡大防止のための対応を求めることができない。実際に、当市においては、福祉施設やスポーツジムでクラスターが発生した際に、従事者・利用者ともに他施設と掛け持ちの可能性があるため、感染拡大防止の観点から、他の市有の福祉施設やスポーツ施設を休業したが、民間の施設に対しては、同様の対応を求めることができず、十分な感染拡大対策を講じる上での支障となった。	kekka.html
R4	76	03_医療•침 祉		名古屋市、さ市、されたま市、横横市、相模市、新潟市、市、京都市、市、京都市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、熊本市、熊本市、熊本市、熊本市、北京・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	厚生労働省	移譲	新型インフルエンザ等対策特別 措置法第31条、第31条の2、第 31条の6、第45条、第54条、第 55条、感染症の予防及び感染 症の患者に対する医療に関する 法律第44条の3	症対応における医療体制の整備等に係る権限 の都道府県から指定都	ルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)における都道府県知事の権限等のうち、軽症者宿泊療養施設の確保に係る権限(感染症法第44条の3)、臨時の医療施設での医療提供に係る権限(特措法第31条の2)を希望する指定都市市	感染症法により宿泊療養施設は県において確保することとなっているため、当市は県に対し早期の設置を求めていたが、感染状況に応じた迅速な設置がなされなかった。 第5波において、県に対し特措法に基づく酸素ステーションの早期の設置を求めていたが、感染のピークを1か月近く過ぎてからの設置となり、また、酸素ステーションへの重症患者の緊急搬送について消防救急隊との調整もできていなかったことから、十分に利用されなかった。 県の設置する宿泊療養施設を臨時の医療施設とすることについて、県の理解が得られず、当該施設では往診による対応を取らざるを得なかったため、対象が入院患者に限定されている治療薬の投与等、患者の症状に合った必要な診療を十分に行えなかった。	suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_
R4	77	06_環境•衛 生	新 一般市	新座市	厚生労働省	に対する	交付要綱(平成29年3月31日厚 生労働省発生食0331第27号厚	震適合率より低い自治体	点確保事業の採択基準として、「全国平均の基幹管路 耐震適合率より低い事業体」を追加することを提案する。	令和2年度における本市水道事業の基幹管路における耐震適合率は32.4%と、依然として低い水準にあるため、積極的な補助制度の活用により、飛躍的な当該割合の向上を図りたい。しかしながら補助制度に該当するものが無いため、これを改善したい。	

対応方針(閣議決定)記載内容	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	国の担当部局
(提案年におけるもの)	カケルイ ヘンソコルロ・フク 正 (大田 I ID文 D く グニ) 口口 中グ L コッコ・	1日 匠 4) Mr 文	द्भगा <i>च</i>	URL
5【総務省】 (34)公共施設等総合管理計画 公共施設等総合管理計画の記載事項については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、公共施設等の適正な管理のために必要な事項を十分精査し、その簡素化について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、今後、地方公共団体に公共施設等総合管理計画の見直しを求める際の見直し時期については、地方公共団体の実情に十分に配慮して要請することとする。				
5【農林水産省】 (17)農山漁村振興交付金 農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション等整備事業のうち定住促進対策型及び交 流対策型)に関する調査等については、都道府県の事務負担を軽減するため、令和5年度実 施予定の調査から、当該交付金を国が市町村に直接交付する事業に係る調査は都道府県を 経由せず国が直接実施するなど、運用の改善を図る。				
5【環境省】 (8)湖沼水質保全特別措置法(昭59法61) 湖沼水質保全計画(4条1項)については、以下の措置を講ずる。 ・記載内容を地域の実情に応じて柔軟に設定することが可能であることを、指定湖沼(3条1項)が所在する都道府県に令和4年度中に通知する。 ・計画期間が5年を超える場合に行う計画の進捗状況の評価及び効果の検証の実施時期については、地域の実情に応じて5年を超えて設定することが可能であることを、指定湖沼が所在する都道府県に令和4年度中に通知する。 ・水質汚濁に係る環境基準の暫定目標(「湖沼のCOD並びに窒素及び燐の環境基準の暫定目標について」(平4環境省水質保全局水質管理課長))の見直しについては、地域の実情に応じて判断することが可能であることを、指定湖沼が所在する都道府県に令和4年度中に通知する。				

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な 調整結果(個票等)
R4	78	11_その他	一般市	足利市、田布施町	総務省	B 地方 に対する 規制緩和	キュリティポリシーに関するガイド ライン	プリンタ及び複合機に係る情報セキュリティポリ	タ及び複合機の情報セキュリティ対策として、「マイナンバー利用事務系又はLGWAN接続系について、インターネット接続系と共用することは認められない」と記載されている。 内部で他の系統と分離されている場合等、一定の基準を満たす機器においては、インターネット接続系も共用することを認めて欲しい。	ウェブ会議や、庁内ネットワークの無線化、押印の見直しを進めたことにより、書類をプリントアウトすることが着実に減ってきている。そこで、機器更新のタイミングで、各ネットワーク系統のプリンタを統合し、プリンタ・複合機の台数を削減することを計画している。しかし、ガイドライン上では、マイナンバー利用事務系とLGWAN接続系は統合できることになっているが、インターネット接続系のプリンタ・複合機との共用は認められていないため、インターネット接続系のプリンタ・複合機が別に必要となってしまう。	kekka.html
R4	79	03_医療•福祉	町	山都町	厚生労働省	規制緩和	介護保険法第41条第1項及び 第4項、指定居宅サービスに要 する費用の額の算定に関する基 準(平成12年厚生省告示第19 号)、訪問介護労働者の移動時 間等の取扱いについて(令和3 年1月15日付け厚生労働省労 働基準局監督課長、老健局認 知症施策・地域介護推進課長 通知)	介護サービスの算定基準において、移動時間が適正に取り扱われるような介護報酬単価の見直し	の明確化、報酬の算定方法など既存の介護報酬単価の	【現行制度について】 事業主は「移動時間や待機時間も含め、労働時間に対して適正に賃金を支払う必要がある。」ことが求められているものの、訪問介護の介護報酬は、「サービスに要する平均的な費用(労働時間に対して支払われる賃金等の人件費も含まれる)の額を勘案して包括的に単位設定している。」とされており、必ずしも移動時間の取扱いが明確になっていない。 【支障事例】 当町のような中山間地域においては利用者宅が点在し、事業所から利用者宅間が遠距離になる場合が多く、実際のサービス提供時間より移動時間の方が長いといったケースがある。当町の地域では、特別地域加算や中山間地域等における小規模事業所加算が該当しない地域があり、全ての事業所が加算を算定できているわけではない。 【制度改正の必要性】 都市部のように車を使わず、利用者宅をはしごできるような環境であれば、利用者を多く獲得し報酬を得ることも可能だが、当町のような中山間地域では、利用者宅までの移動時間や待機時間の方が嵩むといった現状であるため、事業所がやむなく、サービス提供を断るといったケースが生じている。このため、中山間地域における訪問介護サービスの持続可能性が危ぶまれていることから、馴染みの環境で適正な介護サービスが受けられるよう地域包括ケアシステムの推進の観点からも、制度の見直しを求めるものである。 【支障の解決策】 中山間地域の在宅介護を支える事業所にとって、訪問介護に係る移動時間が報酬の中で適正に取り扱われるよう介護報酬単価等を見直すことで、中山間地域における訪問介護サービスの実情に沿った対応が可能となり、当該サービスの安定性の確保に資すると考える。	kekka.html
R4	80	11_その他		砥市和市西市市島町子鬼町、高、島新市四東、町、町、町、町、町、町、町、町、町、町、町、町、町、町、町、町、町、町、町	総務省		整備費補助金実施要領	ステム整備費補助金のう ち中間サーバーに対する	間サーバーに対する補助について、各自治体が総務省に補助金を申請する現行のスキームを見直し、総務省が地方公共団体情報システム機構(J-LIS)へ必要経費を	中間サーバーの新規構築、更改が行われる度に、必要経費について、国庫補助が行われるところ、その都度、各地方公共団体から総務省に対する補助金申請事務が発生している。しかしながら、地方公共団体の中間サーバーのほとんどは、J-LISが構築、運用しており、全国の地方公共団体が総務省に対して個々に補助金申請を行うのではなく、J-LISが取りまとめを行い、一括で総務省に対して補助申請を行った方が効率的であり、全国の地方公共団体の事務量が大幅に削減されることが見込まれる。また、地方公共団体から申請等手続を行う際の添付資料は、J-LISから送られた資料を添付しているため、一括申請することとしても、必要書類はJ-LISから入手できる。なお、当該補助金は自治体中間サーバーの更改(令和元年度~令和3年度)についての補助であり、令和3年度限りで終了するが、次回の再構築の際にも今回と同様の支障が発生するのではないかとの危惧がある。(過去にも平成26~28の自治体中間サーバー更改の際にも今回と同様の支障あり)	suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html
R4	81	03_医療•福祉		砥市、新市国市前伊町南町、八海川市、大央島内、町、町大町、町大町、町大町、町大町、町大町・町子松町、町・町子松町、町・町・地町・地町・地町・地町・地町・地町・地町・地町・地町・地町・地町・地町・		に対する	第8条第2項、国民健康保険法	開始を確認した際の国民健康保険の資格喪失に	保護の開始等を公簿等により確認できる場合について	生活保護受給を開始した受給者の国民健康保険の資格喪失について、現在は、受給者が属する世帯の世帯主が、住所を有する市町村に届出することとなっているが、世帯主が手続きを忘れている事例がある。届出を失念したままの場合、国民健康保険の有資格者のままとなるため、国民健康保険税について引き続き課税されたままとなる。また、有効期限のある保険証を持っているため、間違えて医療機関を利用した際、療養費等の関連で手続きが発生し、事務負担となっている。	suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html
R4	82	09_土木・建築		砥部町、宇和島 市、八幡浜市、 大洲市、四市、 大洲市、東温市、 中、島町、松町、町 野町、鬼北町 野町、鬼北町	省、国土交	に対する 規制緩和	生活保護法第14条、第33条第4 項、第37条の2、生活保護法第 37条の2に規定する保護の方法 の特例(住宅扶助の代理納付) に係る留意事項について(厚生 労働省社会・援護局保護課長 通知)	扶助の代理納付につい て住宅部局への通知を 新たに規定すること	生活保護受給者が住宅扶助の代理納付の適用を受けた場合や適用から外れた際に、住宅部局へその旨通知することとその方法を明確に定めてほしい。	「令和2年3月31日付け社援保発0331第2号「生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例(住宅扶助の代理納付)に係る留意事項について」の一部改正について(通知)」により、住宅扶助及び共益費の代理納付を積極的に活用するよう改正され、公営住宅においては原則代理納付とされている。こういった規定があるにも関わらず、福祉部局から住宅部局への通知方法が定められていないため、公営住宅において県の福祉部局から通知のないまま代理納付が行われており、重複納付を還付する事例が数回あった。また、逆の場合も同様に通知がなく、滞納となることもあった。この事例は民間住宅でも発生している可能性があることから、セーフティネット住宅の拡大のためにも代理納付の通知方法等を明確に定めてほしい。	kekka.html

	URL	

年	年別 管理 番号	分野	提案団体の属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な 調整結果(個票等)
R4	83	11_その他		宮城県、海南 医		B 地方 に対制緩和	不動産登記令第7条第1項第1号	一部事務組合等による所有権移転時等の登記手続に必要な添付書類等の明確化	ての調製力伝を伝行、通知等で明示すること。	【現行制度について】 一部事務組合及び広域連合は、総務大臣又は都道府県知事の許可により設立するものであるが、これらの団体が所有権移転等の登記手続きを行う際に、当該団体の「名称」、「所在地」及び「代表者(管理者等)」について許可権者である県知事の証明書の提出を求められている。 【支障事例】 当該証明事務を県知事が行う根拠が不明確であるため、事務決裁過程において都度支障が生じている。また県内の他団体では、証明書の添付を求められていない事例もあり、法務局毎に対応が異なる事例が見受けられる。 【制度改正の必要性】 「名称」及び「所在地」について地方自治法上届出義務がある「規約」を根拠に証することはできるものの、「代表者(管理者等)」は「規約」を根拠に証することはできず、また根拠資料の具体例について国からの見解が示されていないため、許可権者の証明書の発行手続きに苦慮している。 【支障の解決策】 特別地方公共団体である一部事務組合及び広域連合の登記手続きに関する許可権者による証明手続きの必要性をあらためて検証するとともに、必要性がある場合も当該事務を行う根拠が不明確な点が事務決裁過程において支障となっていることから、許可権者が代表者をどのように確認すべきかも含めて整理し、その旨法令、通知等で明確にし、併せて法務局毎の取り扱いを統一すること。	
R4	84	03_医療•福祉		宮城県、岩手、山台市、山地道、北海、山地道、北海、山地道、北海、北海、北海、北海、北海、北海、北海、北海、北海、北海、北海、北海、北海、	厚生労働省	B 地方 に対 規制緩和	医療法施行規則第30条の22	医療法に基づくエックス線診療室等の漏洩線量定期測定義務の見直し	により建物が損傷した場合のみとし、施行規則に定められる半年に1回以上の定期的な測定を不要とする。 また、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置及び放射性同位元素装備診療機器についても、設置時及び災害時の臨時の検査は必要としつつも、定期的な測定は年1回と	医療法施行規則第30条の22によって、病院等では、エックス線診療室等の漏洩線量測定(放射線が外部に漏れていないか壁の外で測定)を半年に1回以上行う義務があり、医療現場(放射線科)の負担(労力・金額的)が大きい。また、都道府県知事等は、医療法第25条第1項の規定に基づき病院等に立入検査を行うことされており、当検査では多数の検査項目の確認が必要であるため、実際に検査を行う保健所の負担が大きい。【課題】 法令施行当時は木造の建物が多く、外部に放射線が漏れていた可能性があり、その安全確認のため必要だったものと考えるが、近年のエックス線診療室等は鉄筋コンクリート構造や鉛等を壁に埋め込んでおり、エックス線診療室等から外部に放射線が漏洩する可能性はなく、線量測定自体が形骸化していて、科学的にもほぼ無意味な状態になっている。実際のところ、毎年の保健所の立入検査で全病院等の測定結果を確認しているが、法令上の基準を超える漏洩があったことは一度もない。 【参考】 医療法施行規則第30条の22 病院又は診療所の管理者は、放射線障害の発生するおそれのある場所について、診療を開始する前に1回及び診療を開始した後にあっては6月を超えない期間ごとに1回、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定し、その結果に関する記録を5年間保存しなければならない。	suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html
R4	85	04_雇用•党 働		宮城県、登米市、涌谷町、山形県、広島県	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	職業安定法、労働者派遣法	災害時における薬剤師 派遣行為の労働者派遣 法等における扱いの明確 化	定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という)上の業とはみなさない運用とされたい。	令和2年度に県の災害薬事体制を整備するにあたり、自治体が薬剤師の支援活動先を指定する派遣フローの構築を試み、労働者派遣法等労働関連法令への抵触の有無を宮城労働局に確認したところ、当該行為が関連法令における「業として行う」にあたることから法に抵触する旨の指摘を受けた。活動先を指定して派遣する場合は、労働者派遣法等に基づく許可又は届出が必要となるが、その条件等から現実的な運用とはならず、現状は、派遣する薬剤師に対して活動場所を指定せず、派遣要請があった地域を情報提供するのみの運用としている。そのため、派遣される薬剤師の自由意志により活動場所が選ばれることから、複数箇所から要請があった場合には派遣される薬剤師が偏在する可能性がある。	
R4	86	07_産業振興		宮城県、岩市、田島、岩市、町島、岩市、町島、県、御田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田		B 地方に規制緩和 がおり おり おり おり おり おり おり おり おり かり	第1項	大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の廃止	同施行規則を以下の通り改正することを求める。 法第6条第1項に、次のただし書を追記すること。「ただし、経済産業省令で定める変更については、この限りでない。」 施行規則に、次の条文を追記すること。「法第6条第1項 ただし書の経済産業省令で定める変更は、大規模小売 店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小 売業を行う者の法人代表者の氏名の変更とする。」	店舗面積が基準面積を超える大規模小売店舗の立地に当たっては、周辺地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条の規定により、店舗の名称及び所在地、設置者及び小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人代表者の氏名等について、都道府県に届け出なければならないこととされており、同法第6条第1項の規定により、届出事項に変更がある場合についても同様とされている。当該届出があったときは、都道府県は、同法第5条第3項及び第6条第3項の規定により、届出事項の概要、届出年月日及び縦覧場所について公告するとともに縦覧に供することとされているほか、同法第8条の規定により、立地市町村への通知及び立地市町村等からの意見聴取並びに意見概	

対応方針(閣議決定)記載内容	具数の対応士紀(開発池庁) 記載内容	世界の極重	次 业 (在		国の担果が良
対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
	_			https://www.cao.go.jp/	
5【厚生労働省】 (37)労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法 88) 災害時における薬剤師が行る調剤業務等への労働者派遣(2条1号)については、職務の円		都追府県労働局及び地方公共団体に対し、 災害時における薬剤師派遣については、原 則として、「業として行う」には該当しないた	【厚生労働省】災害発生時に災害対応のために行う薬剤師の派遣の「労働者派遣事業」への該当性について(令和4年12月27日付け厚生労働省職業安定局需給調整事業課長通知) 【厚生労働省】災害発生時に災害対応のために行う薬剤師の派遣の「労働者派遣事業」への該当性について(令和4年12月27日付け厚生労働省職業安定局需給調整事業課長補佐事務連絡)	bunken- suishin/teianbosyu/202 2/r4fu_tsuchi.html	厚生労働省職業安定局需給調整事業課
災害時における薬剤師が行う調剤業務等への労働者派遣(2条1号)については、職務の円滑な実施を図るため、一定の場合には労働者派遣事業(同条3号)に該当しないことを明確化し、都道府県労働局及び地方公共団体に令和4年度中に通知する。		れるとの解釈を示し、明確化した。	「労働者派遣事業」への該当性について(令和4年12月27日付け厚生 労働省職業安定局需給調整事業課長補佐事務連絡)		
5【経済産業省】 (6)大規模小売店舗立地法(平10法91) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者が法人である場合の代表者の氏名(5条1項2号)の変更の届出(6条1項)については、廃止する方向で検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					

4	年別 管理 番号	分野	提案団体の属性	提案 団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な 調整結果(個票等)
F	4 87	08_消防·防 災·安全		愛県川今市新市国市万町野高媛徳、県治八居大中東原砥、町知県島松、市幡市州市、高砥、町、広県山宇浜、市、市、町南京県山宇浜、市、市、町南南、大田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、	内閣府、経済産業省	に対する	災害対策基本法第90条の2、災害に係る住家の被害認定基準 運用指針(令和3年3月 内閣府 (防災担当))	認定に係る指針等の明	確化すること。	平成30年度に発生した西日本豪雨災害において、店舗等の非住家の罹災証明書が、中小企業等グループ補助金などの各種支援制度の適用に必要となっているにもかかわらず、非住家の被害認定に係る指針が定められていないため、被害認定調査を実施する市町村において、個別案件ごとに判断する必要があり、多大な時間と労力が必要となった事例があった。	suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_
F	4 88	09_土木•舜		他市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、	国土交通省	に対する	床面積の算定方法について(昭和61年4月30日付け建設省住指発第115号住宅局建築指導課長通知)、容積率制限に係る特例制度の活用について(平成18年3月29日付け国住街第292号国土交通省住宅局市街地建築課長通知)	「屋内的用途」に該当し ないピロティの明確化	放性を阻害せず、可動式ベンチやテラス席を置く等の一時的でオープンな使用に留まるピロティ(以下「当該ピロティ」という。)については、昭和61年4月30日付け建設省住指発第115号住宅局建築指導課長通知(以下「昭和61年通知」という。)における「屋内的用途に供しない部分」であることを明確化し、当該ピロティ部分を床面積に算入しない取扱いを可能とすること。	当市においては、国土交通省が推進している「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の実現に向けた各種事業に取り組んでおり、エリア単位で建物低層部、オープンスペース及び街路等を包含した空間である「グランドレベル」の形成のため、沿道建築物の1階部分に賑わい空間として利用することを想定したピロティを設けることが有効な手段の一つであると考えている。平成18年3月29日付け国土交通省住宅局市街地建築課長通知においては、開放性を阻害せず、イベント等の一時的な利用に供されるピロティを総合設計制度上有効な公開空地と評価できるとの取扱いが示されている一方、建築確認事務における床面積の算入に係る取扱いは特段示されていない。そのため、現状の建築確認事務においては、昭和61年通知のみにより建築物の床面積の算入に係る判断をしていることから、当該ピロティを含め、通行以外の何らかの用途に使されるピロティは「屋内的用途」に該当する建築物とみなされ、床面積に算入される運用となっている。以上により、不動産オーナー等が建物1階部分の利活用を想定したピロティの設置を検討していたとしても、建築確認申請時点でそれが「屋内的用途」に該当する建築物であるとみなされ、床面積に算入されることとなるため、中小規模の建物等の場合、ビロティを設置することで容積率を消化するより、事業床とした方が事業採算性を見込めると判断し、ピロティの設置を諦めるケースが多くなっている。なお、令和2年度に制定された「滞在快適性等向上区域等」関連法令の「民による空間整備の例」では、新たに整備する建物の低層部をオープン化(ガラス張り化、ビロティ化等)することに対して課税の特例等が設けられてはいるが、実施計画における建築確認時点で、屋内的用途に該当するために計画変更を求められ、建物の低層部のオープン化が実現することが困難となっている。そのため、計画変更に伴い協議に時間を要するピロティ等を設ける計画よりも、申請手続きが円滑な屋内空間(事業床)とした方が事業の効率性(工期短縮)や採算性を見込めるため、不動産オーナーは、国土交通省が例示する「民による空間整備の例」のような建物の低層部のオープン化を積極的に設置しようとするインセンティブが働かない状況となっている。	suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html
F	4 89	04_雇用•劣		徳島県、所沢 市、京都市、場 市、場 市、海 市、高知連合	総務省	に対する 規制緩和	地方自治法第203条の2、(平成30年10月18日総行公第135号、総行給第49号、総行女第17号、総行福第211号、総行安第48号各都道府県知事、各都市長、各指定都市長、各指定都員長の高級の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年の第2000年的2000年的2000年的2000年的2000年的2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第20000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第20000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第2000年的第20000年的第20000年的第200	勉手当が支給できる制度 の確立	の勤勉手当は支給しないことを基本とすべきとする総務省通知の見直し	【現行制度について】パートタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号)は、地方自治法上、勤勉手当を支給できる規定がなく、また、フルタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号)も、総務省から示されている「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」において、勤勉手当は支給しないことを基本としている。 【支障事例】 会計年度任用職員は、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとした公務の運営にあたり、欠かすことのできない存在であるが、法律上の制約等により勤勉手当が支給されておらず、国及び地方の常勤職員や国の非常勤職員との間に不均衡が生じている(国の非常勤職員については、給実甲第1064号において、「職務、勤務形態等が常勤職員と類似する非常勤職員に対する当該給与については、常勤職員に支給する期末手当及び勤勉手当に係る支給月数を基礎として、勤務期間、勤務実績等を考慮の上支給することで、としている。)。同一労働同一賃金の原則を踏まえ、常勤職員に準じた給与制度とすることで、こうした不均衡を解消し待遇改善に繋げる必要がある。また、人事院勧告やよ事委員会勧告による賞与の支給月数の改定は、民間の支給状況等を踏まえ、引上げの場合解判と手当に反映し、引下げの場合は期末手当に反映する形がとられている。人事院勧告等に準じて会計年度任用職員の賞与の支給月数改定を行っている団体の場合、人事院勧告等による賞与の引上げ分が勤勉手当に配分されると、配分先となる勤勉手当の仕組みが整備されていない会計年度任用職員の賞与の引上げが行われないこととなる。 【支障の解決策】 会計年度任用職員に対し、常勤職員に準じた勤勉手当が支給できるよう議論を加速し、地方自治法の改正及び総務省通知を見直すなど諸制度を整備すべきと考える。	kekka.html
F	4 90	11_その他	都道府県	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	総務省	に対する	を識別するための番号の利用等	事務において、委託事業者による本人確認を可能とすること	含めた申請受付が可能となるよう、必要な制度の整備を求める。	【現行制度】 市町村は、マイナンバーカードを交付する場合、申請者の本人確認措置をとらなければならない。 また、マイナンバーカード交付事務の一部は、民間事業者への委託が可能であるが、申請者の本人確認 は市町村職員が行う必要があるとされている。 【支障事例】 スーパーやショッピングモールなど、県民に身近な施設でカードの申請手続を支援する「出張申請サポート」を実施している。出張申請サポートは民間事業者に委託しているが、民間事業者は本人確認ができないため、県民に身近な施設で本人確認を含めた申請受付を行う「出張申請受付」の場合には、市町村職員が会場に出向いて対応する必要がある。 しかしながら、市町村では、窓口でのカード交付対応等が忙しく人手が足りておらず、十分な人員を割くことができないため、出張申請受付は思うように実施できない状況となっている。	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
C【团 1. 太泽少】					
5【国土交通省】 (6)建築基準法(昭25法201) (iv)建築物の床面積(施行令2条1項3号)の算定については、十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しないピロティを建築物の床面積に算入しないこと及びピロティが屋内的用途に供する部分か否かについては想定される使用方法等に応じて判断するものであることを、特定行政庁及び指定確認検査機関に令和4年度中に通知する。					
5【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (i)会計年度任用職員(地方公務員法(昭25法261)22条の2)に係る手当(203条の2第4項及び204条2項)については、勤勉手当の支給について検討を行い、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【デジタル庁(9)(ii)】【総務省(22)(ii)】 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及					
5【デジタル庁(9)(ii)】【総務省(22)(ii)】電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、交付申請者の利便性の向上及び市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等における不入確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等における不入確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の出記、技術関系の進展等を映まえる。これを続き検討					
する。 5【総務省】 (24)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法 27)					
(iii)個人番号カードの交付手続については、交付申請者が住所地の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)以外の市町村を経由して交付申請書を提出できる場合の拡大について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な 調整結果(個票等)
R4	91	06_環境•徫	都道府県	福島県、群馬県	経済産業省、環境省	移譲	量の把握等及び管理の改善の	取扱事業者が行う化学物質排出量等届出等事務	定により、第一種指定化学物質等取扱事業者が行う化学物質の排出量等の届出先(窓口)を、中核市については、都道府県から当該市とするよう規定を見直すこと。	【現行制度について】 化管法第5条第2項に基づく届出(いわゆるPRTR制度)については、同条第3項の規定に基づき、事業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならないとされている。当県では、化管法に基づく届出が必要な事業所が906あり、そのうち約4割に当たる375事業所が中核市に所在している(令和2年度実績)。 【支障事例・制度改正の必要性】 化管法に基づく届出は、事業者による化学物質の自主的な削減を促すものであり、公害関係法令による化学物質対策を補完している。中核市においては、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類特別措置法等の届出や立入調査等の権限が都道府県から移譲されている一方で、これらの法令と密接に関係している化管法に基づく届出については、同法の規定により都道府県が窓口となっており、届出先が分かれることで届出を行う事業者の負担となっている。当県としても、中核市内の事業所から県に対し、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の他の環境法令に基づく届出等を受けていないことから、PRTR制度に基づく届出の要否や内容の適否の確認に時間と労力を要している。 【支障の解決策】 他の環境法令の権限移譲と同様に、化管法に基づく届出先(窓口)を、都道府県ではなく中核市とする。	
R4	92	06_環境•徫	都道府県	福島県		に対する 規制緩和	金交付要綱等 内閣府、厚生労働省及び環境	費補助金等に係る廃棄 物処理施設の申請にお	定時の添付資料を必要最低限のものに限定すること、災害廃棄物の発生量及び事業費の推計を定型化するこ	【支障事例】 令和2年提案募集の際、環境省から「①事業費を確定するため、災害等報告書の作成及び帳票等の確認が必要になるところです。②改めて帳票や写真等は必要最低限とするよう関係各所に周知を図って参ります。(略)帳票等の写しの添付が間に合わない場合は、帳票等の原本の書類を整えていただき、調査官が確認を求めた際に確認出来るようにしてもらうようお願いします。」との回答が示された(第1次回答)。しかしながら、令和3年8月に実施された令和3年福島県沖地震の災害査定において、提出を求められた書類の種類や量が令和元年東日本台風の災害査定と同等であり、対応が変わっていないように感じる。 【制度改正の必要性】 申請額と査定後の額に大幅な乖離がない(東日本台風:採択率98.6%、福島県沖地震:採択率99.6%)ことから、事業費の確定のため、市町村が発災後すぐに、膨大な時間をかけて詳細な帳票等の確認を受けることの負担軽減を図られたい。 災害廃棄物の発生量及び事業費の推計(考え方)の作成、災害査定当日の修正等に毎回時間を要している。(例:被災棟数×単価など)	kekka.html
R4	93	11_その他		福島県、栃木県、群馬県、岐阜県	外務省	B 地方に規制緩和 おおり おり おり おり おり おり おり おり おり かり		作成された旅券の交付を	う、地方公共団体の意見を踏まえながら検討すること。	旅券法では、旅券発給業務は都道府県知事への法定受託事務とされ、発給申請の受付から審査、作	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyukekka.html
R4	94	11_その他		福島県、群馬県、岐阜県			旅券法第21条の2、旅券法第21条の3、旅券法施行令第4条	に向けた国と都道府県が	を外務省が一括して行うことについて、都道府県の意見を踏まえながら検討すること。	旅券法では、旅券発給業務は都道府県知事への法定受託事務とされ、発給申請の受付から審査、作	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【環境省】 (17)災害等廃棄物処理事業費補助金 災害等廃棄物処理事業費補助金の申請に係る添付書類については、地方公共団体の事務 負担を軽減し災害対応に注力できるようにする観点から「災害関係業務事務処理マニュアル」 (平26環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)が改正され、必要最小限となっている ことを、地方環境事務所及び地方公共団体に改めて周知する。 [措置済み(令和4年11月18日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長 事務連絡、令和4年11月18日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課事務 連絡)]		務負担を軽減し災害対応に注力できるようにする観点から「災害関係業務事務処理マニュ	【環境省】災害等廃棄物処理事業費補助金に係る実地調査業務について(令和4年11月18日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長事務連絡) 【環境省】災害等報告書に添付する書類について(令和4年11月18日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/r4fu_tsuchi.html	環境省環境再生•資源循環局廃棄物適正処理推進課
5【外務省】 (1)旅券法(昭26法267) (ii)一般旅券の交付(8条1項)については、令和6年度の次世代旅券・集中作成方式の導入を踏まえ、地方公共団体の意見を聴いた上で、安全かつ確実な交付を可能とする制度設計等を前提に、配送交付について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【外務省】 (1)旅券法(昭26法267) (i)一般旅券の発給の申請(3条1項)等に係る事務については、令和4年度中の電子申請の導入に伴い、都道府県及び事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により当該事務を処理する市区町村の事務負担の軽減に資するよう、地方公共団体の意見を踏まえつつ、操作マニュアル等に、電子申請における審査に関する留意点を記載し、都道府県に令和4年度中に通知する。					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な 調整結果(個票等)
R4	95	03_医療•福祉	都道府県	奈良県	厚生労働省	に対する 規制緩和	「児童扶養手当法」(昭和36年 法律第238号)第3条第3項、「児 童扶養手当及び特別児童扶養 手当関係法令上の疑義につい て」(昭和55年6月23日児企第26 号)1(1)、「児童扶養手当の取 扱いに関する留意事項につい て」(平成27年4月17日雇児福発 第417001号) 「児童扶養手当の事実婚に関す る自治体に対する照会の結果 (概要)」【主な判断に迷う事例の 内容】	件における事実婚の判定基準に関する考え方の 見直し	者」の定義に係る「事実上婚姻関係と同様にある場合(以下「事実婚」という。)」の判断基準について、事実婚か否かという判断に性別は関係ないと考えられることから、「児童扶養手当の取扱に関する留意事項について」(平成27年4月17日雇児福発第417001号)及び関係資料を改正し、同性パートナーに関する記載の修正を求める。また、同性パートナーに限らず事実婚か否かという判断が困難な事例について、全国的な調査を行い、判断の	児童扶養手当の支給要件における「婚姻」及び「配偶者」の定義に係る事実婚の解釈について、「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係法令上の疑義について」(昭和55年6月23日児企第26号)において「当事者間に社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在しておれば、(中略)事実婚が成立しているものとして取り扱う」とあり、「社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係」の有無の判断基準・考え方が「児童扶養手当の取扱に関する留意事項について」及び関係資料「児童扶養手当の事実婚に関する自治体に対する照会の結果(概要)」で示されているが、通知の発出された平成27年当時とは社会情勢や価値観等が大きく変化しており、実情に合わないものが存在している。具体的には、当県では同性のパートナーシップ制度を設けている市町村があり、当該制度上では事実上婚姻関係にあるものと認めているのに対し、当該通知等において「受給資格者と同姓である者との同居である場合には、基本的に事実婚は成立していないものと考えられる」という記載があることから、児童扶養手当においては事実婚と認めないこととになり、同一の地方公共団体内での扱いに矛盾が生じている。そもそも、「父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与する」という児童扶養手当法の目的に鑑みれば、共同生活を行っており、生計を一つにしている者に手当を支給することが適当かどうかという判断については、性別によらず判断されることが適当であると考えられる。また、同性パートナーの場合に限らず、事実婚の判定については多種多様の事例があり、判断が困難であるものが多いことから、地方公共団体ごとに異なる判断が行われている可能性がある。	suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html
R4	96	11_その他	都道府県	奈良県	総務省	B 地方 に対する 規制緩和	「マイナンバーカード交付円滑 化計画の策定について」(令和 元年9月11日付通知閣副第396 号、府番第117号、総行情第49 号、総行住第83号)	円滑化計画における市町村の実績報告の集計	町村の実績報告の集計及び総務省への報告事務について、マイナポイント申込支援計画(マイキーID設定支援計画)と同様にWEB上での回答フォームによる提出方法等、デジタル技術を活用した提出方法に変更することで、県を経由せずに国から直接市町村に調査でき、市町村の回答状況を県も確認できるようにしていただきたい。	「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について」(令和元年9月11日付通知閣副第396号、府番第117号、総行情第49号、総行住第83号)により、各市町村において策定することとされた「マイナンバーカード交付円滑化計画」に基づいて行われる実績報告は毎月求められており、その度に各都道府県が市町村の回答を集計して、総務省へ報告するのに多くの時間を要する。当県では、エクセルシート5枚を39市町村分集計するとともに、39市町村分を国の提出用シートに貼り付ける作業(39市町村×5シート)を行う。そのため市町村へのリマインドも含め、国に提出するために最低7日程度要し、非常に重い負担となっている。また、実績報告を県から国に回答した際、修正依頼があれば再度県から市町村に問い合わせており、これも事務負担となっている。マイナポイント申込支援計画の毎月の実績報告では、令和4年4月分からWEB上での回答フォームから提出ができ、各都道府県において別途集計する必要がなく、マイナンバー交付円滑化計画の実績報告についても、同様の方法を活用した提出方法に変更していただきたい。	suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html
R4	97	03_医療•福 祉	番 都道府県 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	新潟県、岐阜県	デジタル庁、厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	条、第4条、第5条、第6条	オンラインによる管理栄養士免許関連手続に係る都道府県経由事務の廃止	交付申請、名簿訂正申請、免許証再交付申請、登録抹	3.	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html
R4	98	03_医療•福祉	番 都道府県	新潟県、岐阜県		に対する	調理師法施行令第11条、製菓 衛生師法施行令第3条、栄養士 法施行令第3条、「管理栄養士 免許申請等受付・進達事務につ いて」(令和4年3月18日付け厚 生労働省健康局健康課栄養指 導室事務連絡)	菓衛生師及び栄養士免 許に係る名簿訂正手続 の見直し等	る名簿訂正手続について、「30日以内」の期限廃止若し くは努力義務化した上で、以下①②について求める。 ①管理栄養士免許について、「管理栄養士免許申請等 受付・進達事務について」(令和4年3月18日付け事務連 絡)を改訂し、遅延理由書を不要とすること。	管理栄養士、調理師、製菓衛生師及び栄養士免許の名簿登録事項に変更が生じた場合、30日以内に訂正申請が必要となっている。訂正申請が遅延した場合、管理栄養士については、「管理栄養士免許申請等受付・進達事務について」(令和4年3月18日付け厚生労働省健康局健康課栄養指導室事務連絡)(以下「厚生労働省事務連絡」という。)において遅延理由書の添付が必要とされており、また、調理師、製菓衛生師及び栄養士では、管理栄養士における上記の取扱いに準じて、同様に添付を求めている都道府県が多いものと思料する。しかし、期限内の訂正申請を失念する者が多く、また、申請窓口で追加で遅延報告書を作成してもらうことも多くあり、申請者及び都道府県双方の負担となっている。	suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu
R4	99	03_医療·福 祉	ā 都道府県	新潟県	厚生労働省		調理師法施行規則第3条、栄養士法施行規則第3条	調理師免許証及び栄養 士免許証の用紙サイズの 見直し	て、B4からA4への変更若しくはどの規格の用紙を用い	行政文書の規格の主流はA4サイズである一方、調理師及び栄養士の免許証の大きさの規格はB4サイズであるため、発送時に、専用封筒や折れ防止のためのB4サイズの厚紙等をこのためだけに用意する必要があるほか、定形外郵便となるため、郵送料が割高となっている。また、書棚がA4サイズを念頭に設計されているため免許証が保管できない等、文書管理上の支障も生じている。	suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_
R4	100	03_医療•福 祉	a 都道府県	新潟県		に対する	実施要綱、医療施設運営費等 補助金、中毒情報基盤整備事	設運営費等補助金」のう	「8020運動・口腔保健推進事業」に係る窓口の一本化を求める。	厚生労働省所管「医療施設運営費等補助金」のうち「8020運動・口腔保健推進事業」においては、補助金交付等の申請書提出先の医政局医療経理室(交付要綱所管課)とは別に、計画書等を医政局歯科保健課(実施要綱所管課)あてに提出することとなっている。医療経理室に提出した事業計画書に誤りや修正があった場合、既に計画書等を歯科保健課に提出しているため、歯科保健課に別途連絡して修正してもらわなければならず、事務が煩雑となっている。また、二重窓口の状態となっているが、両課の役割分担が明確に示されていないため、問合せ先に迷うことが多くある。さらに、両課において情報共有がされておらず、交付要綱と実施要綱とで事業の実施主体が異なるといった齟齬が生じたこともあった。	suishin/teianbosyu/2022/teianbosyu_kekka.html
R4	101	——— 03_医療∙福 祉	番 都道府県 一一	新潟県、群馬県	厚生労働省		障害者総合支援法第89条第1			現行の3年周期では検証できる期間が短く、十分な評価が行えない。また、計画の策定には多くの作業が必要であり、3年周期では策定業務が大きな負担となっている。	

対応方針(閣議決定)記載内容	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	国の担当部局	
(提案年におけるもの)	取がジスカルレノノット(俗一般の人だ)。日上戦と1分	担直の似安	具件等	URL	国のは日日から
5【厚生労働省】 (34)児童扶養手当法(昭36法238) (i)児童扶養手当の支給要件(4条1項)については、地方公共団体における適切な判断に 資するよう、令和5年中に事実婚の場合等を含め児童扶養手当の支給の実態等に関する調 査を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずる。					
5【総務省】 (35)マイナンバーカード交付円滑化計画 個人番号カードの交付体制等に係る市町村(特別区を含む。)に対する調査については、令 和5年度以降も実施する場合には、地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、結論 を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【デジタル庁(2)】【厚生労働省(10)】 栄養士法(昭22法245)、医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、薬剤師法(昭35法146)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)及び視能訓練士法(昭46法64) 各法令で定められている免許の申請等に係る手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、令和6年度からオンラインによる手続を可能とするに当たり、オンラインによる手続の場合の都道府県経由事務の廃止等について検討し、令和5年中の可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【厚生労働省】 (9)栄養士法(昭22法245) 管理栄養士名簿の訂正(施行令3条3項)については、期限後に申請があった場合の申請者 からの遅延理由の確認に係る都道府県の事務負担を軽減する方向で検討し、令和4年度中 に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【厚生労働省】 (11)栄養士法(昭22法245)及び調理師法(昭33法147) 栄養士及び調理師の免許証の様式(栄養士法施行規則3条1項の別記2号様式及び調理師 法施行規則3条の様式2)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年 度中に省令を改正し、用紙の大きさの指定を廃止する。					
5【厚生労働省】 (55)8020運動・口腔保健推進事業 8020運動・口腔保健推進事業に係る事業計画等の提出については、地方公共団体の事務負 担を軽減するため、様式の簡略化等を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づ いて必要な措置を講ずる。					